

平成 27 年度～31 年度

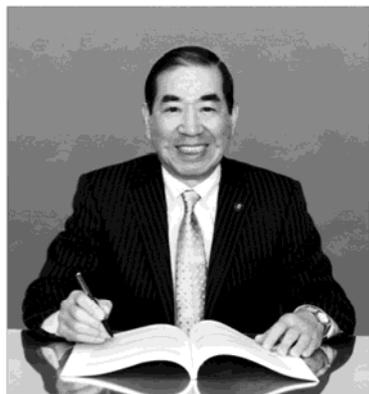
匝瑳市地域福祉計画 及び地域福祉活動計画



平成 26 年 11 月

匝瑳市
匝瑳市社会福祉協議会

ごあいさつ



近年、少子高齢化や核家族化が進行した現代社会では、家族、世帯の価値観のさまざまな変化が混在する中、地域においても近隣とのつながりや支え合いの関係が希薄化し、引きこもり、虐待、孤立死など新しい社会問題が発生し、従来の行政サービスのみでは対応が難しくなっています。

本市では、「匝瑳市総合計画」の将来の都市像「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市」の実現をめざし、市民の絆、支え合い、助け合いの精神のもとで「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」を基本理念とした地域福祉の推進に取り組むため、「多様なニーズに応じた情報提供のできるまち」、「福祉活動が活発で参加しやすいまち」、「誰もが安心して暮らせるまち」、「誰にとっても暮らしやすいまち」、「地域に根差した活動のできるまち」の5つを基本目標といたしました。

本計画は、地域福祉の行政計画である「地域福祉計画」と、その理念を実現するため、民間組織であり地域福祉の推進を担う匝瑳市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」のふたつが両輪となり、本市の福祉事業がより実効性のあるものとなるよう、一体的に策定いたしました。

最後になりましたが、本計画策定に当たり貴重な御意見、御提言をいただいた地域福祉計画協議会の皆様をはじめ、アンケート調査や地域福祉座談会、関係団体ヒアリング調査に御協力をいただきました市民の皆様並びに関係団体の方々に厚く御礼を申し上げます。今後とも、市民の皆様の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成 26 年 11 月

匝瑳市長 太田 安規

ごあいさつ



近年の少子高齢化の急速な進展、近隣との結びつきや地域社会との関わりの希薄化などにより、地域福祉を取りまく社会環境は大きく変化し、福祉ニーズはますます複雑、多様化の一途をたどっています。

このため、地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会では、子供からお年寄りまで、障がいの有無にかかわらず、人と人との繋がりを大切にした取り組みを展開し、行政をはじめ、区長会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、ボランティア団体など、地域福祉を考えていただける方々と協働し、地域の福祉力を一層高めてまいり所存であります。

このたび匝瑳市社会福祉協議会におきましては匝瑳市と連携し、多様化する福祉ニーズに対応するため、「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」を基本理念として、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年間を期間とし、地域住民や地域福祉に関わる団体などが実践する具体的な活動内容を踏まえた地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定いたしました。

今後の計画実現に向け、市民の皆様と地域福祉に関わるあらゆる団体と連携して進めてまいりたいと考えておりますので、さらなる御協力と御参加をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり貴重な御意見と多大な御協力を賜りました協議会委員の皆様をはじめ、アンケートや地域福祉座談会に御協力をいただきました市民の皆様に心より感謝と御礼を申し上げます。

平成 26 年 11 月

社会福祉法人 匝瑳市社会福祉協議会
会長 那須 章典

目次

第1編 序論

第1章 計画策定の趣旨	2
策定の背景及び趣旨	2
第2章 地域福祉について	3
地域福祉の在り方	3
第3章 計画策定の基本事項	5
計画の位置付け	5
第4章 計画の策定方法	8
策定の体制	8

第2編 総論

第1章 匝瑳市の福祉を取り巻く状況	12
第1節 匝瑳市の概況	12
第2節 地域福祉の現状	16
第3節 市民意識調査の結果概要	20
第4節 地域福祉座談会の結果概要	34
第5節 計画策定に当たっての方向性	36
第2章 計画の基本理念と施策の体系	37
第1節 計画の基本理念及び基本方針	37
第2節 計画の基本目標	39
第3節 施策の体系	40

第3編 各論

第1章 多様なニーズに応じた情報提供のできるまち.....	42
第1節 情報提供・相談体制の充実.....	42
第2節 地域の福祉課題や福祉ニーズの把握.....	45
第2章 福祉活動が活発で参加しやすいまち.....	47
第1節 福祉資源の活用と発掘.....	47
第2節 ボランティアの育成と活動支援.....	51
第3節 地域に根差した福祉活動の推進.....	55
第3章 誰もが安心して暮らせるまち.....	59
第1節 安全・安心な地域づくり.....	59
第2節 自立に向けた生活支援.....	61
第4章 誰にとっても暮らしやすいまち.....	66
福祉基盤の環境整備.....	66
第5章 地域に根差した活動のできるまち.....	68
匝瑳市社会福祉協議会の運営支援.....	68
第6章 計画の推進.....	70
第1節 市民協働による計画の推進.....	70
第2節 計画の進行管理.....	72
第3節 推進体制の確保.....	73
資料	
1. 匝瑳市地域福祉計画協議会 関係資料.....	76
2. 用語解説.....	79

第1編 序論

- 第1章 計画策定の趣旨
- 第2章 地域福祉について
- 第3章 計画策定の基本事項
- 第4章 計画の策定方法

第 1 章 計画策定の趣旨

策定の背景及び趣旨

近年、人口構造の変化により少子高齢化はさらに進行しており、平成 27 年には「団塊の世代」が前期高齢者に到達し、さらに平成 37 年には高齢者人口は約 3,500 万人に達すると言われています。また、世帯人員については、ひとり暮らし世帯が最も多く、全ての世帯（施設等を除く）の 3 割以上を占め、4 人以上の世帯は減少し、3 人以下の世帯が増加しています。本市においても、人口減少により、平成 37 年には総人口が 3 万人に迫り、年少人口割合は 1 割を下回り、高齢化率も 37.4%に達すると見込まれています。

このような家族、世帯の変化の中で、さまざまな価値観の混在する複雑な社会においては、ひきこもりの増加、児童、高齢者及び障がい者に対する虐待等、今までに考えられなかったような新しい不安や問題が発生し、行政の対応力を上回る事案が多く発生しています。

また、地域の間関係や家族関係の希薄化などから社会の中で孤立して生きる人が増加している中、「無縁社会」という言葉が生まれました。

さらに、問題を独りで抱え込み、自らの命を絶つ自殺者の増加など、市民の暮らしをめぐる社会環境は大きく変化しているとともに、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、自然災害に対する日常的な備えはもちろんのこと、災害などの緊急時の見守りや助け合いの重要性が再認識されました。

今後、本市においても、核家族化の進行やライフスタイルの多様化に伴い、地域のつながりが希薄化する一方で、高齢化の進行により、生活上の支援を必要とする人の増加が見込まれており、地域福祉に対するニーズは、ますます増大、多様化していくことが予測されます。その予測の中で、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、地域の絆によって支え合う「共助」の必要性が高まっています。

この計画は、市民・福祉団体・事業者・社会福祉協議会・行政がそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進する計画となります。

そこで今回、匝瑳市と匝瑳市社会福祉協議会が一体となって、本市全体の地域福祉を促進するための指針として、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とする「匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定しました。

第2章 地域福祉について

地域福祉の在り方

(1) 「地域福祉」について

① 地域福祉の考え方

地域福祉は、福祉活動を通すことで、誰もが自分らしく、安心して自立した生活を送ることができる地域社会を築いていくための、行政や事業者、地域住民の“つながり”を深め、お互いに“ささえあう”仕組みを構築していくことを目的としています。

しかし近年は、日本全体で地域コミュニティの問題が指摘されていますが、特に地縁によるコミュニティ形成やその維持が困難にあり、従来型の地域社会の解体が進んでいます。

さらに、生活上の問題を解決し、日常生活における自立を支援するためには、行政による福祉サービスだけでなく、地域住民同士で支え合うことが欠かせません。

そのような中で地域福祉の推進を図るためには、住民自身が力をつけ、自らの地域福祉の課題を解決していく力をつけていくことが住民主体の地域福祉につながる、という「地域の福祉力」を培うことでの主体形成の考え方を、地域福祉推進の根底に据える必要があります。

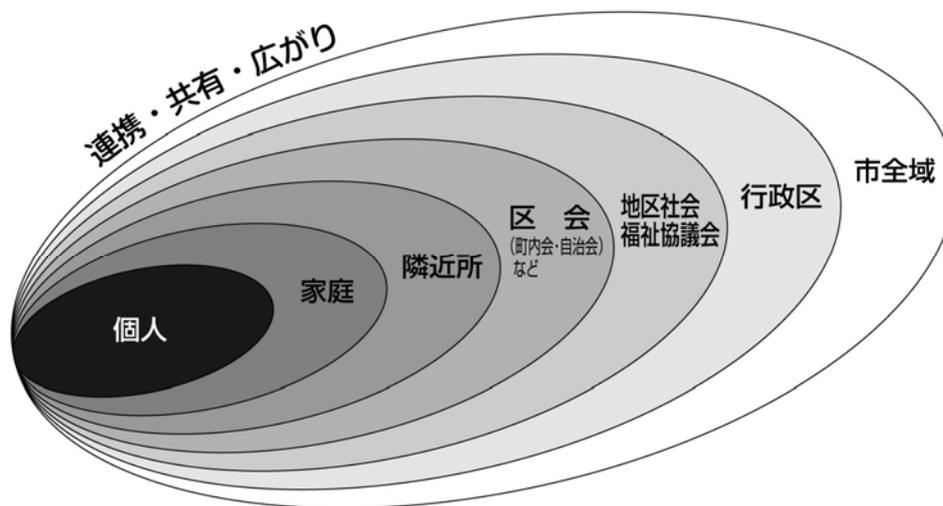
② 「地域」の捉え方

「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容やサービスの内容などによって、さまざまな枠組みが考えられます。

本計画での「地域」は、『課題を共有し、その課題に取り組む共通認識を持ち、具体的な行動を起こしやすい』範囲と捉えます。

その中で目的を持ってつくられたボランティアやサロンといった活動が、自助・共助・公助の概念のもと、地域間で連携、共有し、広がりを持てるよう協働で取り組んでいきます。

図表-1 地域のイメージ



(2) 「地域福祉の主体」について

地域福祉の推進のためには、匝瑳市（以下「本市」という。）に存在する人的・社会的資源を効果的に結び付け、信頼と協調による支え合いを基本とする体制の構築が重要となります。

そういった関係性を地域社会で展開していくためには、地域福祉の視点として、以下の2点を意識的な課題とし、人と人との関係を重視した地域福祉の本来の在り方の方向性を示していく必要があります。

① 主体性の確保

地域福祉の推進においては、その主体は市民であり、市は市民の「意思決定への参加」、「（地域）社会連帯への参加」、さらにそういった「参加の支援」を促していくことが重要となります。

「匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）の策定に当たっては、計画策定や実践過程及び地域協働への主体的な参加の促進を図る中で、地域住民の多様性に配慮した主体的な地域福祉に取り組む必要があります。

② 地域性の確保

本計画における地域福祉で対象とされるのは、「匝瑳市全域」の地域社会を指します。一方で、本計画が地域や住民の多様性に配慮した計画であるためには、匝瑳市全域という大枠での地域福祉を検討するだけでなく、「それぞれの地域（小学校区や地区社会福祉協議会等の地区）」の存在を、地域福祉推進の中で明確に位置づけることが重要となります。

それぞれの地域は、地域住民の主体性が発揮される実践の場であり、町内会・自治会（以下「区会」という。）や地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）等による主体的な取り組みが推進される場であるとともに、地域それ自体が主体性を持つ場合もあります。

本計画の策定に当たっては、匝瑳市全域の地域福祉の推進をめざすとともに、このような地域性（地域の主体性）に配慮した地域の福祉を促進する必要があります。

第 3 章 計画策定の基本事項

計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠と役割

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定し、地域福祉の推進に関する事項として定められている、以下の事項について記載します。

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ※ その他、厚生労働省より通知のあった事項。

また、社会福祉法第 109 条の規定に基づく地域福祉活動計画として、以下の事項について記載します。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

両計画は、地域のさまざまな生活課題の解決を図るための具体的な仕組みや取り組みを定めるもので、自助・共助・公助の概念のもとに行政と同時に、市民、区会等の地域団体、事業者、関係機関などにとっての基本的指針となります。

(2) 本市における地域福祉の方向性

「匝瑳市総合計画」では、めざす将来都市像である「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市」の実現に向けた施策を推進するに当たり、優先的に取り組むべき施策を「リーディングプラン」として、地域福祉の推進について、以下のように記載しています。

社会福祉協議会と連携しながら、さまざまな機会を活用してボランティアや市民活動に関する情報提供および参加促進を行い、活動参加のきっかけづくりを推進します。

また、地域振興協議会や消防団の活動支援、コミュニティセンターの利用促進など伝統的なコミュニティ活動の活性化を図る一方で、ボランティア・市民活動団体や NPO 法人といった特定の目的を持ったコミュニティの活動支援や設立支援のほか、事業者の地域貢献を促進し、地域課題に取り組む主体間相互の連携強化とネットワークの形成を推進します。

さらに、コミュニティの重要性に対する意識の醸成を図りつつ、市民の地域活動への参加を促し、「地域力」の向上を図ります。

(3) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画

■ 〔**匝瑳市**〕 地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

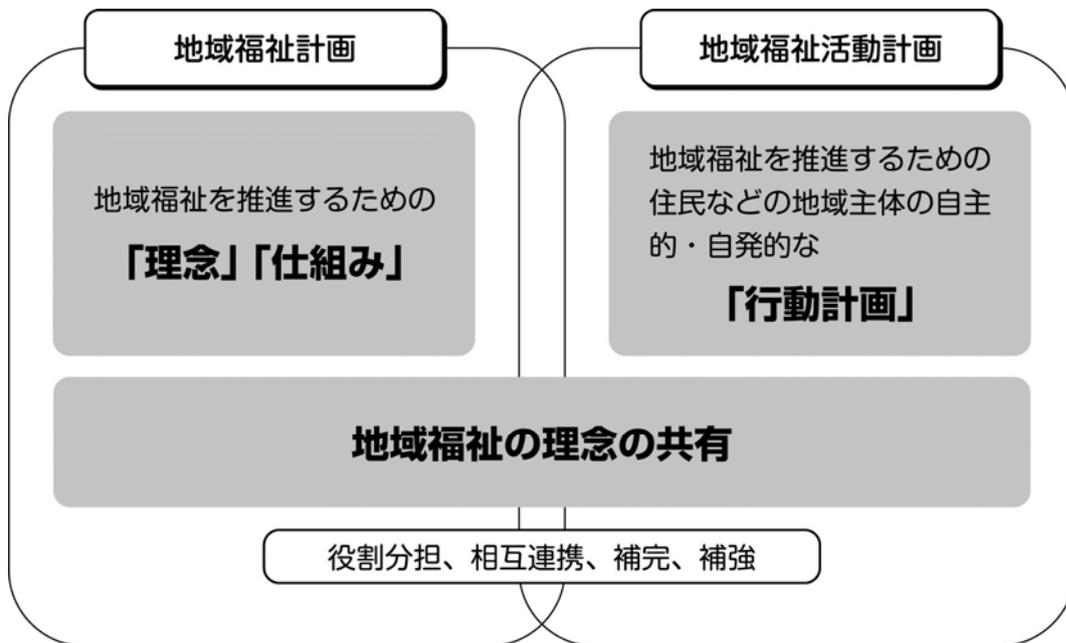
■ 〔**匝瑳市社会福祉協議会**〕 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、本市では匝瑳市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が、上記の理念や仕組みをもとに、具体的な実現に向けての活動内容を考える計画となります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものとなります。

今回、本市においては、理念・仕組みづくりの「匝瑳市地域福祉計画」と、それらを実現するための「匝瑳市地域福祉活動計画」を、その方向性や策定方法が共通していることから、一体型の「匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」として、策定しました。

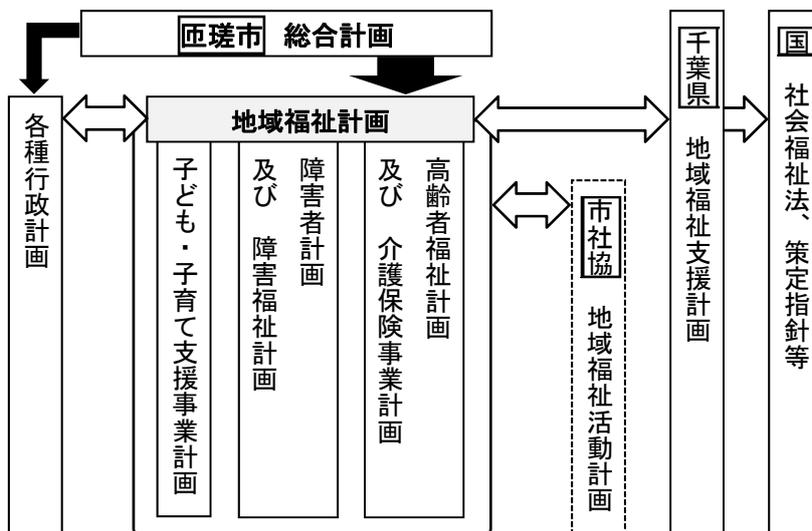
図表-2 地域のイメージ



(4) 他計画との関連及び計画の期間

本計画は福祉に関する総合的な計画として、関連する分野別計画との連携を図りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図り、包括的な支援体制の構築をめざします。

また、社会福祉法第 108 条に基づき、市町村の地域福祉の推進を支援し、計画の達成に資するため策定された「地域福祉支援計画」(千葉県)との整合性を図ります。



また、本計画の実施期間は平成 27 年度から、平成 31 年度までの 5 年間で計画期間とし、課題や取り組みの成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

第4章 計画の策定方法

策定の体制

(1) 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、下記①及び②により、計画策定にかかる意見を聴取しました。

① 匝瑳市地域福祉計画協議会による検討

総合的な地域福祉の推進を目的に設置された協議会において、全3回に渡って審議していただき、御意見をいただきました。

協議会は、学識経験者や福祉及び保健団体関係者、福祉事業所関係者、地域で活動している市民の方など16名で構成されています。なお、地域福祉活動計画協議会を同時開催することで、計画の一体的策定を行いました。

② 庁内検討委員会による検討

庁内における検討組織として、庁内検討委員会を設置しました。

委員会は、関係各課の代表で構成し、全2回に渡って庁内検討を行いました。

(2) 市民意見・ニーズの把握と反映

① 市民意識調査の実施

地域福祉の現状、行政に対する要望、市民の地域福祉に対する意識等を把握し、より市民の声を反映した計画づくりや今後の福祉施策へ活かしていくことを目的として行いました。

■ 調査対象者・調査方法等

対象者	18歳以上の市民から2,000人を住民基本台帳より、無作為抽出
実施時期	平成25年12月3日～12月17日
配布・回収方法	郵送による発送・回収

■ 調査結果

回収票	759票
回収率	38.0%

② 地域福祉座談会の実施

日頃、地域の福祉活動に御協力をいただいている皆様から、直接、地域福祉に関するさまざまな御意見や地域の状況をワークショップ形式で御提示いただき、本計画をより地域に根差した計画とするための試みとして、地域福祉座談会を開催しました。

■ 実施方法等

	開催日時	会場	内容
第1回	平成26年3月8日(土) 午前10:00～	のさか図書館(野菜総合支所)	グループワーク等
第2回	平成26年3月12日(水) 午前10:00～	匝瑳市民ふれあいセンター	グループワーク等
第3回	平成26年3月12日(水) 午後1:30～	匝瑳市民ふれあいセンター	グループワーク等

■ 参加者

- ・ 地区社会福祉協議会長
- ・ 更生保護女性会
- ・ 社会福祉施設代表者
- ・ 民生委員児童委員
- ・ 地区シニアクラブ
- ・ その他、地域にて活動している方
- ・ 区長
- ・ 保健推進員
- ・ 保護司
- ・ ボランティア団体代表者

③ 関係機関・団体調査

日頃、福祉行政に御協力をいただいている、または連携している関係機関・団体に、策定に係る意向調査を行いました。

■ 実施方法等

分野別	団体・機関	主な調査内容
子育て支援	・豊栄保育所(公立保育所代表) ・東保育園(私立保育所代表) ・つどいの広場 ・あかしあ幼稚園 ・匠瑤市PTA連絡協議会	・ここ10年で変わったと思われる本市の福祉の現状 ・貴団体の活動について、困っている点(課題)
障害者福祉	・NPO法人WITHピース ・社会福祉法人野栄福祉会 しおさいホーム ・社会福祉法人八光聴 八日市場学園 ・匠瑤市障害者自立支援協議会	・課題を解決するために必要なこと(取り組み) ・各分野の取り組みを広げるための方法
高齢者福祉	・特別養護老人ホーム 松丘園 ・特別養護老人ホーム 太陽の家 ・シルバー人材センター	・行政、社協等への要望 ・他の団体・機関に協力できること、協力してほしいこと
ボランティア等	・フレンドリー ・災害ボランティアコーディネーターグループ	・災害時の対応について

④ パブリックコメントの実施

より多くの市民の皆様からの御意見を反映させるため、平成26年10月3日から平成26年11月2日までパブリックコメントを実施しました。

第2編 総論

- 第1章 匝瑳市の福祉を取り巻く状況
- 第2章 計画の基本理念と施策の体系

第1章 匝瑳市の福祉を取り巻く状況

第1節 匝瑳市の概況

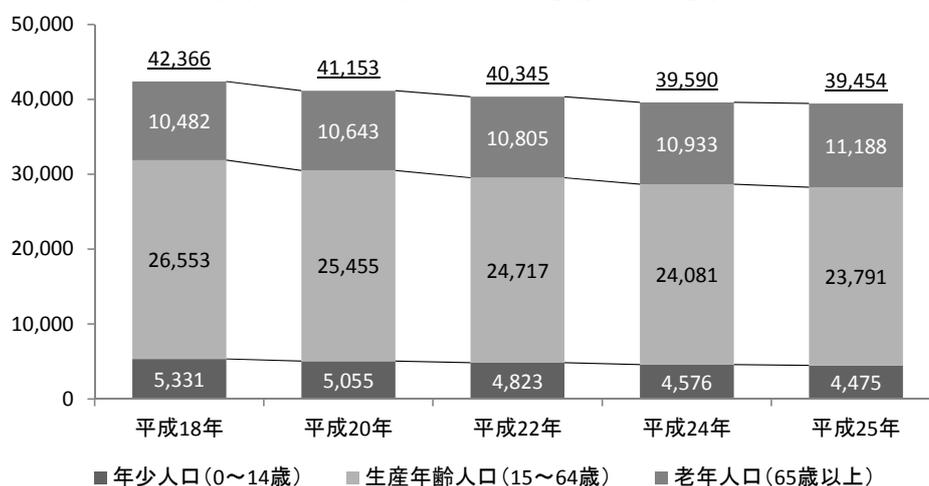
(1) 人口及び世帯の状況

① 総人口と3区分別人口

本市の総人口は、平成24年に総人口が4万人を下回り、平成25年には39,454人となっています。

特に生産年齢人口の減少により、地域活動における人材不足が懸念されることから、今後は将来の地域を担う地域人材の育成を進める必要があります。

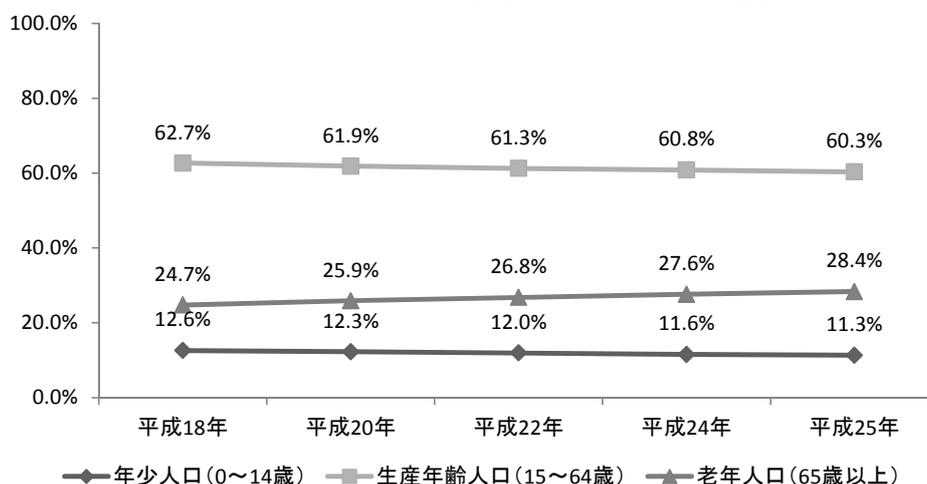
図表-3 総人口と3区分別人口の推移(人)



出典：住民基本台帳、外国人登録原票（各年4月1日現在）

本市の区分別人口では、老年人口（65歳以上）の増加傾向と生産年齢人口及び年少人口が減少傾向にあり、少子高齢化とともに人口減少が進行しています。

図表-4 3区分別人口の構成割合の推移



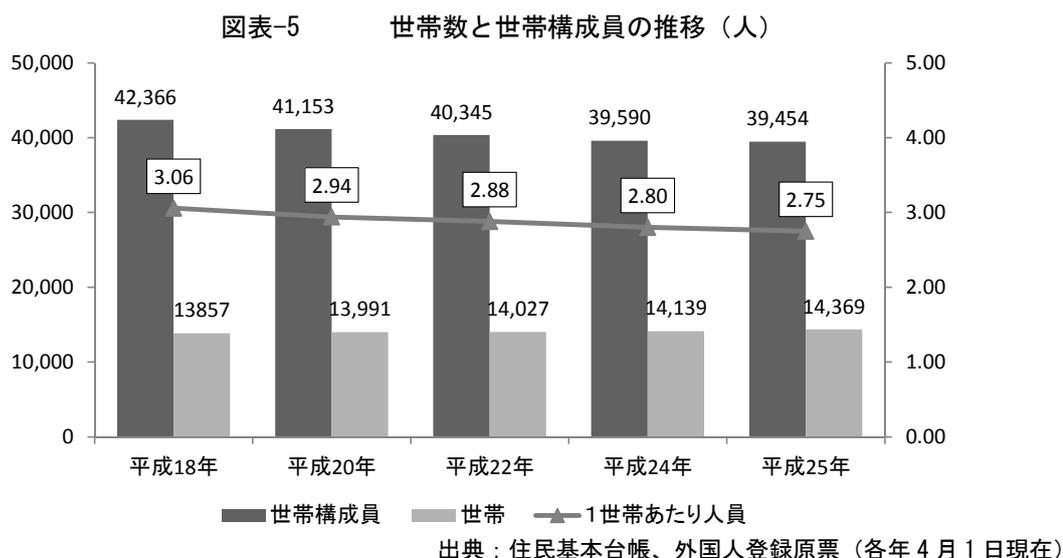
出典：住民基本台帳、外国人登録原票（各年4月1日現在）

② 世帯数と世帯構造

世帯数は増加傾向にあるものの世帯構成員（人口）が減少傾向にあることから、1世帯当たり人員が減少傾向にあります。

本市では人口減少があるため、現状の核家族化は緩やかな傾向にありますが、今後の少子高齢化の進行の加速度合には留意する必要があります。

また、世帯構成をみると、核家族化の進行とともに、単独世帯の増加傾向が示されています。



図表-6 一般世帯に占める世帯構成の推移（世帯）

区分	平成12年		平成17年		平成22年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
親族のみの世帯	10,386	83.6%	10,423	82.3%	10,180	79.3%
核家族世帯	6,030	58.1%	6,367	61.1%	6,611	64.9%
非親族を含む世帯	36	0.3%	44	0.3%	118	0.9%
単独世帯	2,001	16.1%	2,200	17.4%	2,546	19.8%
計（一般世帯）	12,423	100.0%	12,667	100.0%	12,845	100.0%

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

※ 一般世帯とは、施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生、病院の入院者、社会施設の入所者、船舶乗務員等）以外をいう。

(2) 地区別人口及び世帯の状況

① 地区別の3区分別人口

地区別人口は、平成25年現在で中央地区が6,276人で最も多く、吉田地区が1,136人で最も少なくなっています。

また、「老年人口」が最も高いのは吉田地区の35.1%、次いで豊和地区の34.7%、匝瑳地区の33.1%となっています。

年少人口割合では、飯高地区が7.1%で最も少なく、加えて匝瑳地区、豊和地区の3地区が1割を下回っており、市内で特に少子高齢化が進んでいる地区となっています。

人口の減少率を算出(平成25年人口/平成20年人口)すると最も高いのは、豊和地区の9.1%で、次いで匝瑳地区の9.0%、吉田地区の7.9%となっています。市平均は4.9%で、全12地区中7地区が平均を上回っています。

本市では、人口動態の地域差が顕著になりつつあり、この傾向は今後の動態でさらに差が拡大することが想定されるため、地域ごとの人口動態に応じた対策が必要となります。

図表-7 「地区別」3区分別人口の構成割合の推移

	平成20年				平成25年			
	人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
中央地区	6,619	10.6%	59.9%	29.5%	6,276	10.1%	57.8%	32.1%
					▲343	▲0.5%	▲2.1%	2.6%
豊栄地区	4,019	15.7%	64.6%	19.7%	3,946	13.5%	65.2%	21.3%
					▲73	▲2.2%	0.6%	1.6%
須賀地区	3,514	13.6%	62.7%	23.7%	3,421	12.2%	60.7%	27.1%
					▲93	▲1.4%	▲2.0%	3.4%
匝瑳地区	1,635	8.9%	60.5%	30.6%	1,488	9.1%	57.7%	33.1%
					▲147	0.2%	▲2.8%	2.5%
豊和地区	2,154	9.6%	58.7%	31.7%	1,959	8.5%	56.8%	34.7%
					▲195	▲1.1%	▲1.9%	3.0%
吉田地区	1,234	11.9%	59.6%	32.6%	1,136	10.5%	54.4%	35.1%
					▲98	▲1.4%	▲5.2%	2.5%
飯高地区	1,337	8.5%	62.7%	28.9%	1,261	7.1%	61.0%	31.9%
					▲76	▲1.4%	▲1.7%	3.0%
共興地区	2,732	11.6%	61.9%	26.5%	2,522	11.1%	58.5%	30.4%
					▲210	▲0.5%	▲3.4%	3.9%
平和地区	4,092	13.0%	64.4%	22.6%	4,068	12.9%	61.7%	25.5%
					▲24	▲0.1%	▲2.7%	2.9%
椿海地区	4,137	14.3%	63.5%	22.1%	4,196	13.9%	61.8%	24.4%
					59	▲0.4%	▲1.7%	2.3%
野田地区	5,747	12.0%	61.5%	26.5%	5,489	11.1%	59.9%	28.9%
					▲258	▲0.9%	▲1.6%	2.4%
栄地区	3,933	12.7%	61.6%	25.7%	3,692	10.3%	62.2%	27.5%
					▲241	▲2.4%	0.6%	1.8%

出典：住民基本台帳、外国人登録原票（各年4月1日現在）

② 地区別の世帯数と世帯構造

地区別世帯は、平成 25 年現在で中央地区が 2,511 世帯で最も多く、吉田地区が 389 世帯で最も少なくなっています。

1 世帯当たり人員は飯高地区が 2.47 人で最も少なくなっています。

図表-8 〔地区別〕世帯数と世帯構成員の推移（世帯、人）

	平成 20 年			平成 25 年		
	世帯	世帯構成員	1世帯当たり人員	世帯	世帯構成員	1世帯当たり人員
中央地区	2,516	6,686	2.66	2,511	6,276	2.5
				▲5	▲410	▲0.2
豊栄地区	1,496	4,063	2.72	1,522	3,946	2.59
				26	▲117	▲0.1
須賀地区	1,200	3,564	2.97	1,288	3,421	2.66
				88	▲143	▲0.3
匝瑳地区	520	1,649	3.17	505	1,488	2.95
				▲15	▲161	▲0.2
豊和地区	676	2,162	3.20	661	1,959	2.96
				▲15	▲203	▲0.2
吉田地区	390	1,243	3.19	389	1,136	2.92
				▲1	▲107	▲0.3
飯高地区	497	1,354	2.72	510	1,261	2.47
				13	▲93	▲0.3
共興地区	857	2,757	3.22	844	2,522	2.99
				▲13	▲235	▲0.2
平和地区	1,427	4,132	2.90	1,452	4,068	2.8
				25	▲64	▲0.1
椿海地区	1,423	4,184	2.94	1,511	4,196	2.78
				88	12	▲0.2
野田地区	1,916	5,843	3.05	1,914	5,489	2.87
				▲2	▲354	▲0.2
栄地区	1,304	3,983	3.05	1,322	3,692	2.79
				18	▲291	▲0.3

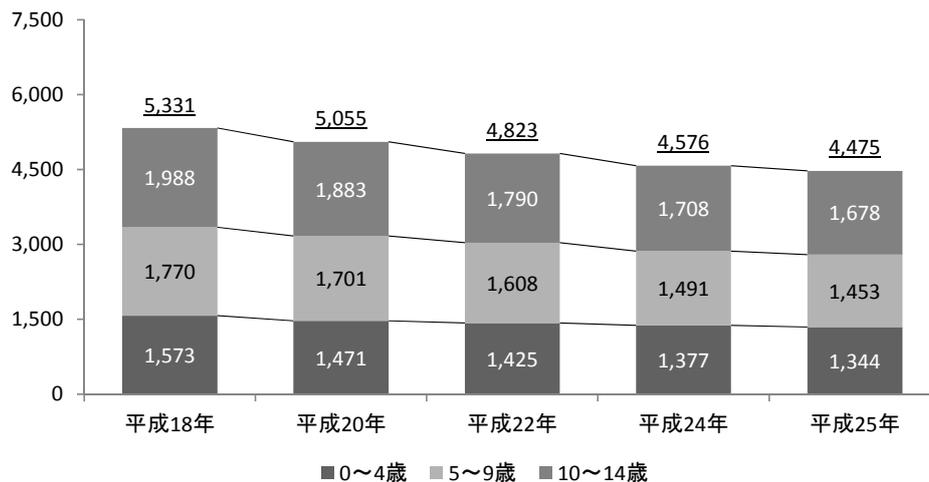
出典：住民基本台帳、外国人登録原票（各年 4 月 1 日現在）

第2節 地域福祉の現状

(1) 子どもの状況

少子化により本市においても子どもの人口は減少傾向にあります。加えて、出生数の減少がみられることから、区分別にみると0～4歳の割合が最も少なくなっています。

図表-9 子どもの年齢区分別人口の推移(人)



出典：住民基本台帳、外国人登録原票（各年4月1日現在）

出生数は下記のとおり減少傾向にあるなか、本市の死亡数は出生数を上回っていることから、人口増減においてはマイナスとなっており、少子化による人口減少が示されています。

少子化の進行は、人口規模による縮小だけでなく、地域コミュニティの活力の低下など、地域にもさまざまな影響が懸念されます。

そのため、今後は子ども・子育て支援新制度において、子育て世代のニーズに沿った福祉サービスの充実による、子どもを安心して生み育てられる社会環境の整備が必要であるとともに、親や家族だけではなく地域全体での子育て支援が求められています。

図表-10 出生数と人口動態の推移(人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
出生	男児	139	128	143	128	127
	女児	131	123	138	120	136
出生	270	251	281	248	263	
死亡	495	500	520	585	517	
人口増減(「出生」-「死亡」)	▲225	▲249	▲239	▲337	▲254	

出典：住民基本台帳、外国人登録原票

また、ひとり親世帯も本市では増加しており、今後、子育てをする親の不安や孤立感を軽減するよう、子どもの支援とともに親への支援も充実させ、地域の身近な場所で多様な人たちが係わりながら、支え合える環境づくりをしていく必要があります。

図表-11 一般世帯に占める世帯構成の推移（世帯）

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
ひとり親世帯	174	100.0%	189	100.0%	179	100.0%
父子世帯	17	9.8%	22	11.6%	27	15.1%
母子世帯	157	90.2%	167	88.4%	152	84.9%

出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

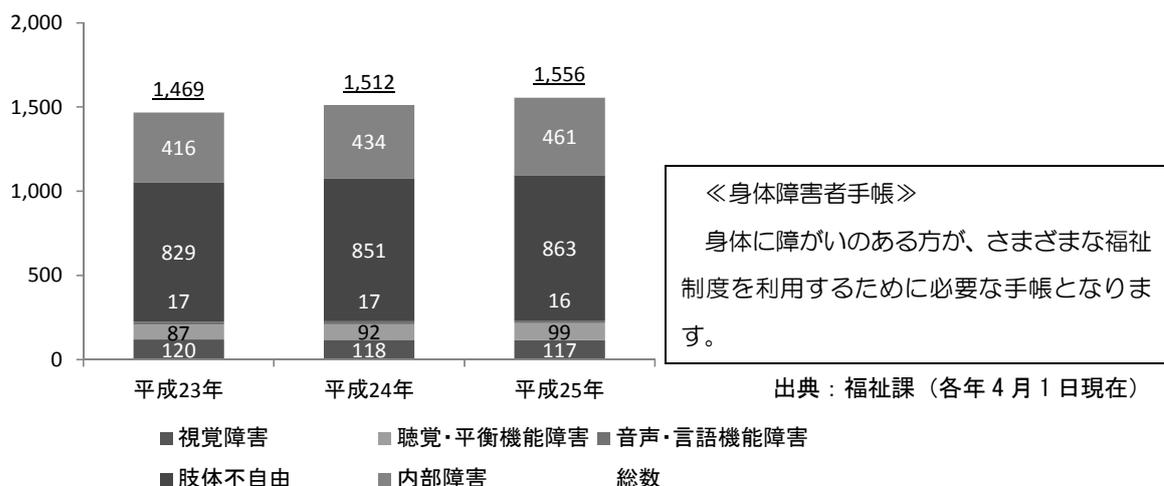
（２）障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者数とともに増加傾向にあり、本市の障がい者数は全体として増加傾向にあります。

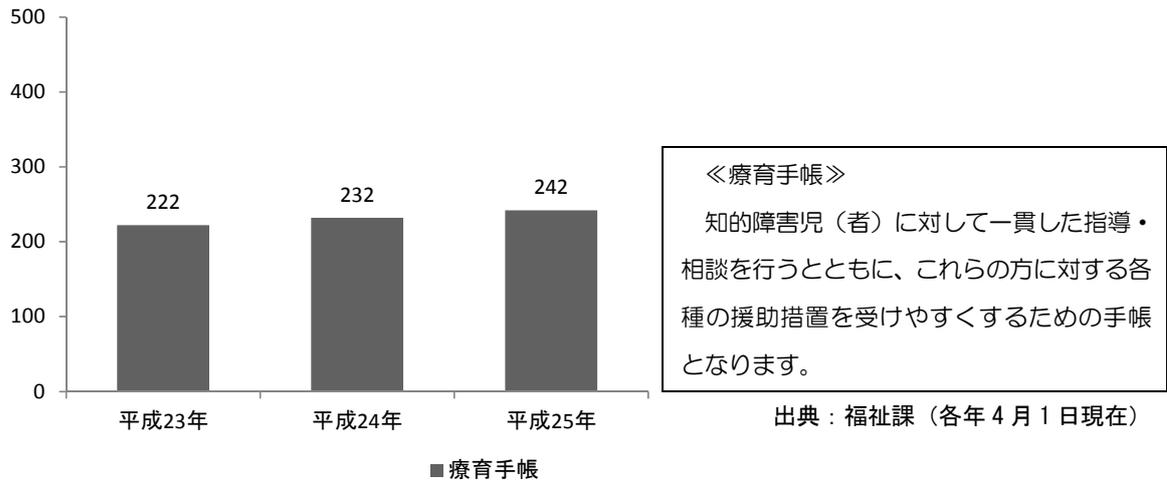
特に身体障害者の内訳では、内部障害・肢体不自由を中心に増加傾向にあり、日常生活や社会生活におけるきめ細やかな支援の充実が求められています。

障害者福祉サービスの分野では、障害者総合支援法等の施行により、質・量ともに充実してきた部分もみられますが、地域には、制度の谷間にあるニーズや隣近所でなければ気付くことができない変化など、多様な生活課題があり、地域が一体となった支え合いと助け合いをより推進していく必要があります。

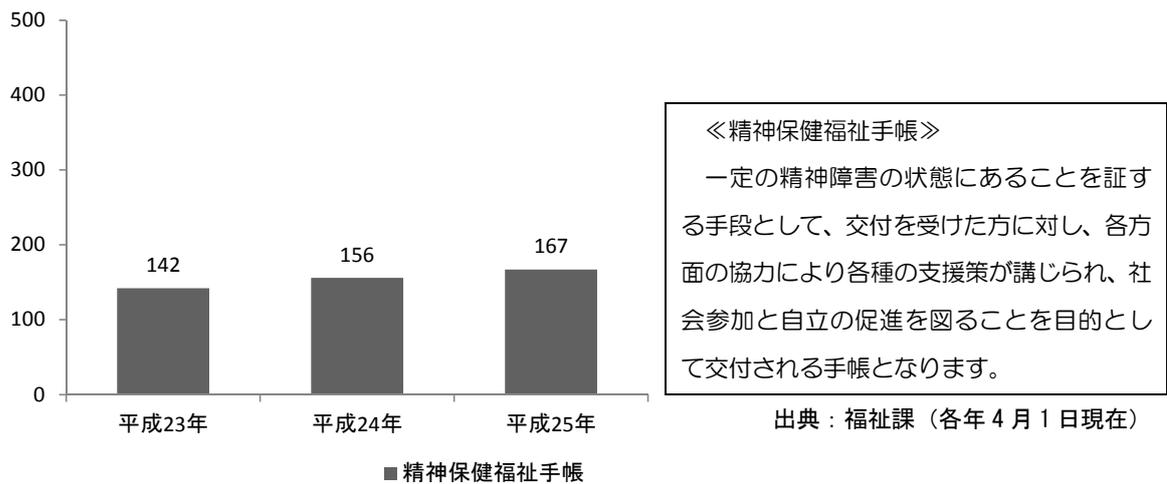
図表-12 身体障害者手帳所持者の推移(人)



図表-13 療育手帳所持者数の推移（人）



図表-14 精神保健福祉手帳所持者数の推移（人）



(3) 高齢者の状況

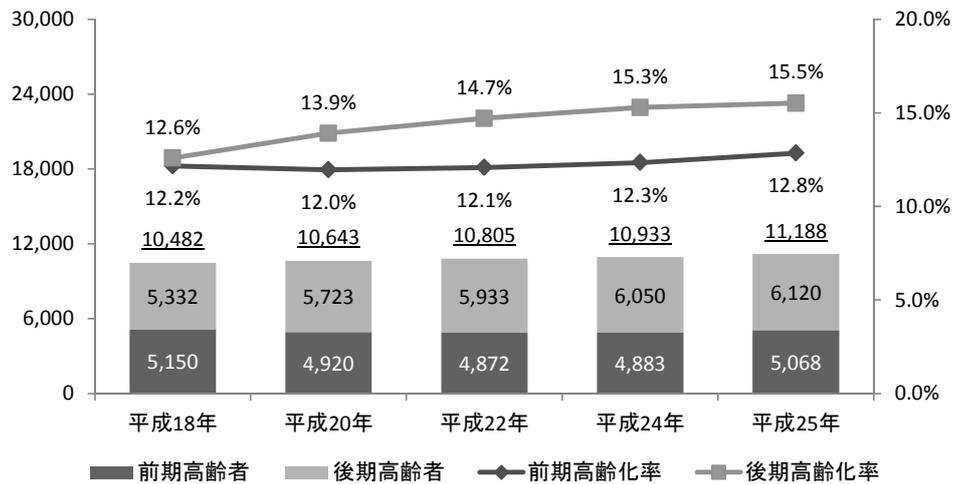
本市の高齢者数は増加傾向にあるなか、高齢者総数に占める前期高齢者と後期高齢者の割合はほぼ横ばいで推移していますが、今後、平成 27 年には、人口規模のもっとも大きい世代である団塊の世代が、前期高齢者となるため、高齢化のさらなる進行が見込まれます。

さらに、高齢者人口が増加する中、75 歳以上の後期高齢者の割合の増加も指摘されています。平成 37 年には、団塊の世代が全て後期高齢者となり、要介護認定者や認知症高齢者など支援が必要な高齢者の増加が予想されます。

しかし一方、地域において健康に生き生きと暮らす高齢者の増加も予想され、今後、いかに高齢者の健康を増進し、介護予防を進めるかが重要となっています。

また、高齢者の知識や経験を地域でより長く活かすため、多世代交流の促進や、就労や社会貢献活動など、高齢者が多様な場で活躍できる環境づくりも併せて進めていく必要があります。

図表-15 高齢者総数と前後期高齢者の推移(人)



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※ 前期高齢者は65歳～74歳、後期高齢者は75歳以上をいう。

※ 団塊の世代1947(昭和22)年から1949(昭和24)年生まれを指す。

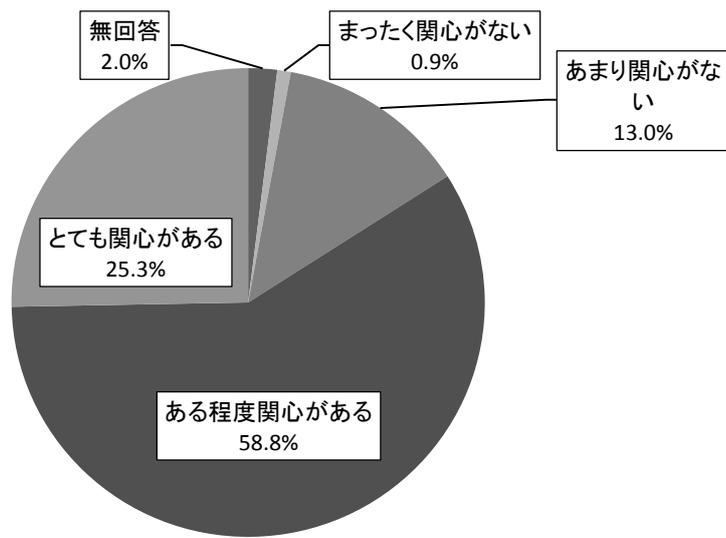
第3節 市民意識調査の結果概要

(1) 「福祉」への関心と今後の意向

① 市民の「福祉」への関心

- 福祉への関心は、「ある程度関心がある」が58.8%で最も多く、次いで「とても関心がある」が25.3%、「あまり関心がない」が13.0%となっています。

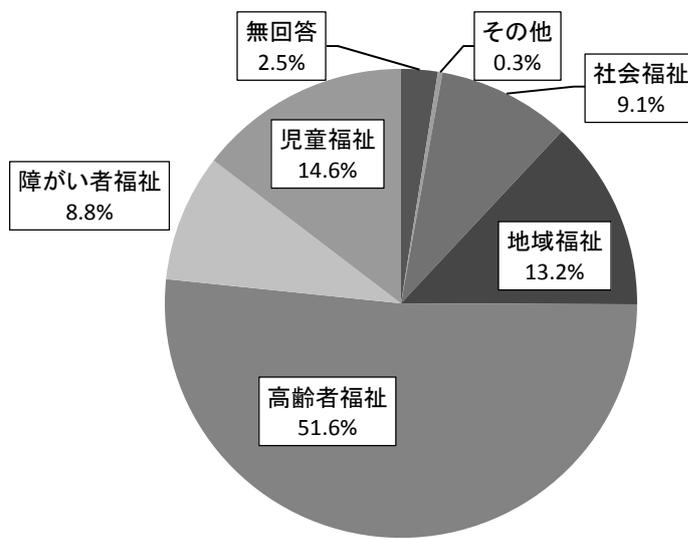
図表-16



n=759

- 関心のある分野は、「高齢者福祉」が51.6%で最も多く、次いで「児童福祉」が14.6%、「地域福祉」が13.2%となっています。

図表-17

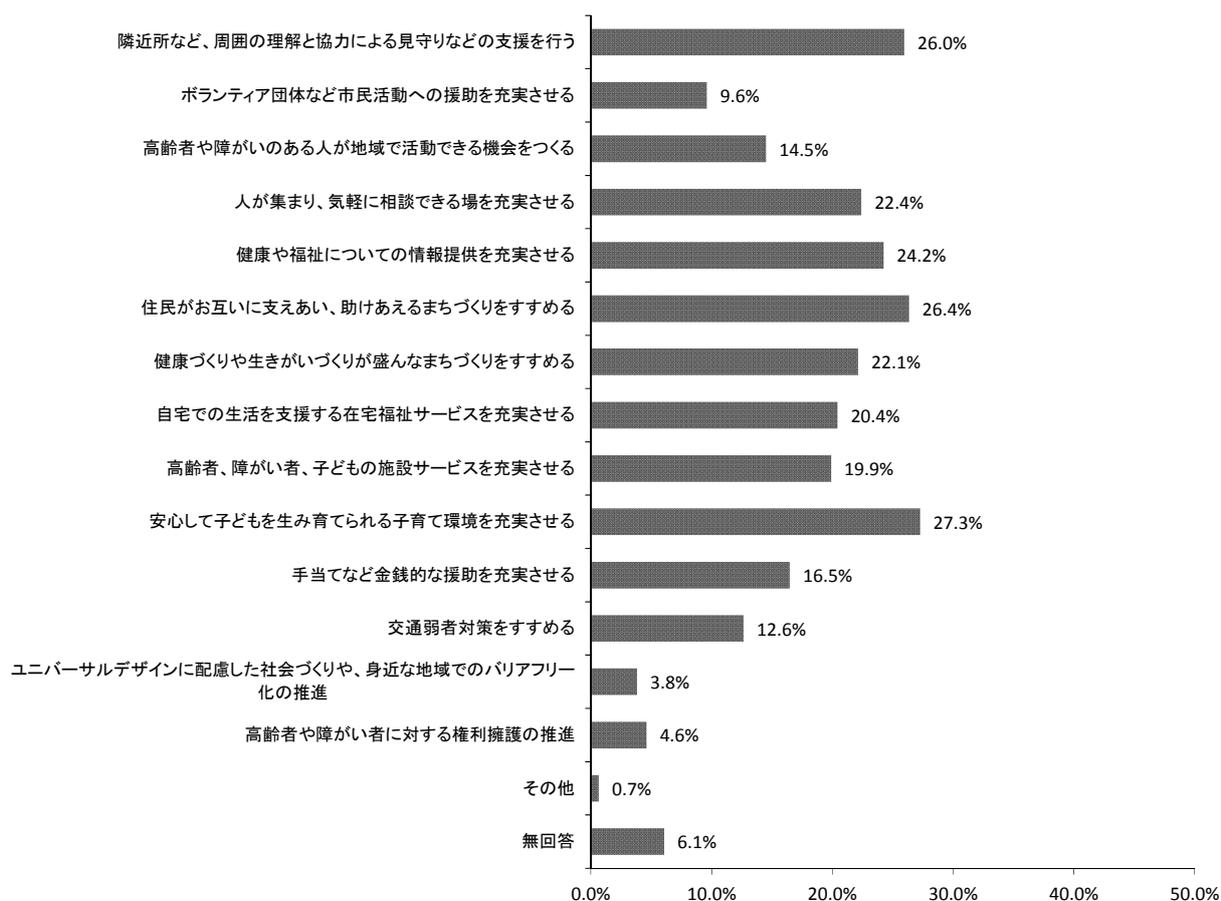


n=759

② 福祉施策を今後、より充実していくための取り組み

- 福祉施策を今後、より充実していくための取り組みは、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が27.3%で最も多く、次いで「住民がお互いに支え合い、助け合えるまちづくりをすすめる」が26.4%、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が26.0%となっています。

図表-18

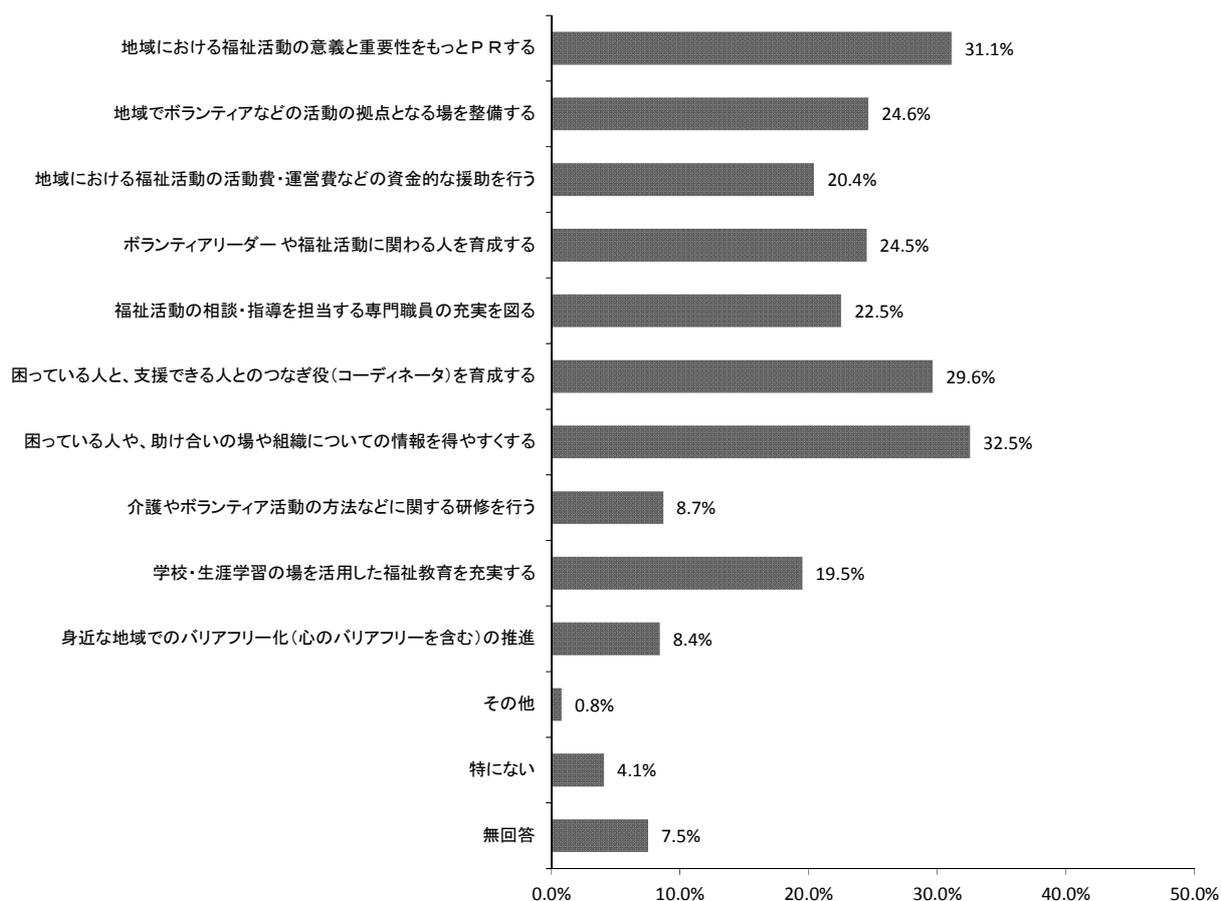


n=759 (累計 1,951)

③ 地域における支え合い、助け合い活動に重要なこと

●地域における支え合い、助け合い活動に重要なことは、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が32.5%で最も多く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が31.1%、「困っている人と、支援できる人とのつなぎ役（コーディネーター）を育成する」が29.6%となっています。

図表-19

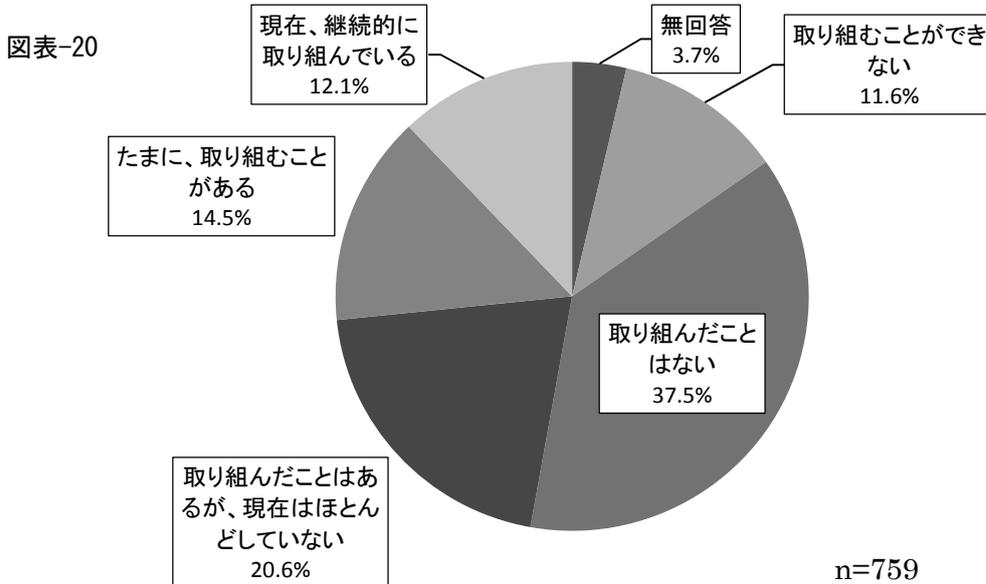


n=759（累計 1,779）

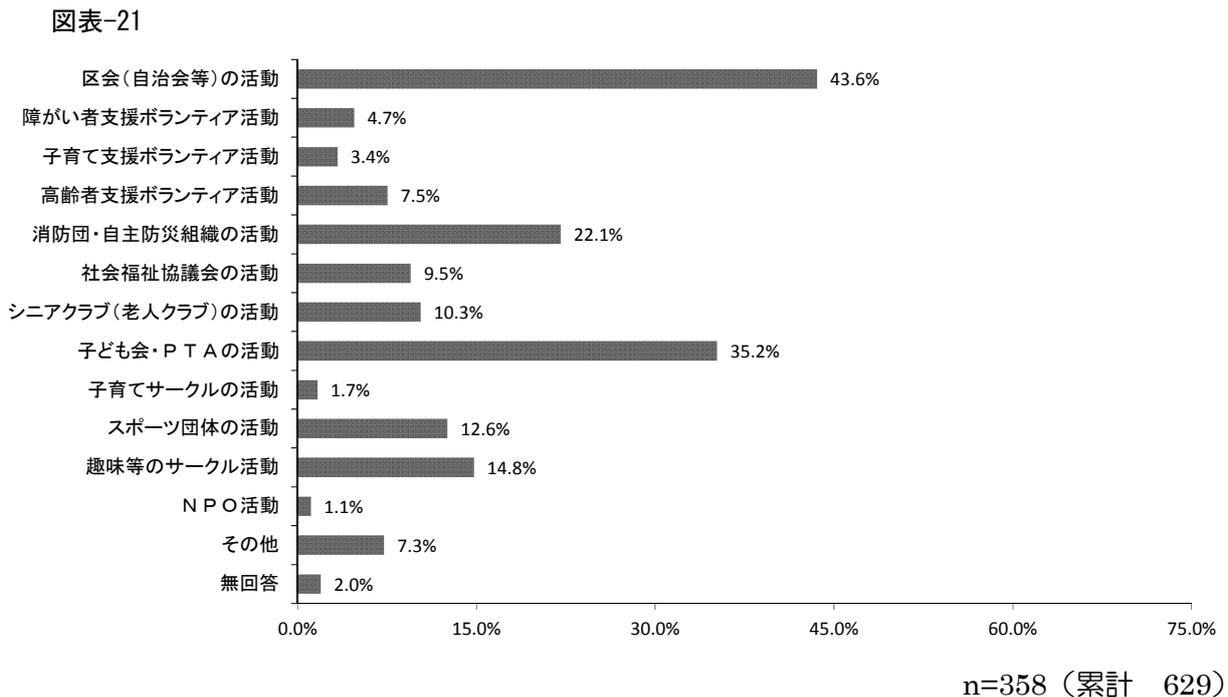
(2) 地域活動への参加状況と今後の意向

① 地域活動やボランティア活動などへの参加の有無

- 地域活動やボランティア活動などへの参加の有無は、「取り組んだことはない」が 37.5%で最も多く、次いで「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が 20.6%、「たまに取り組むことがある」が 14.5%となっています。

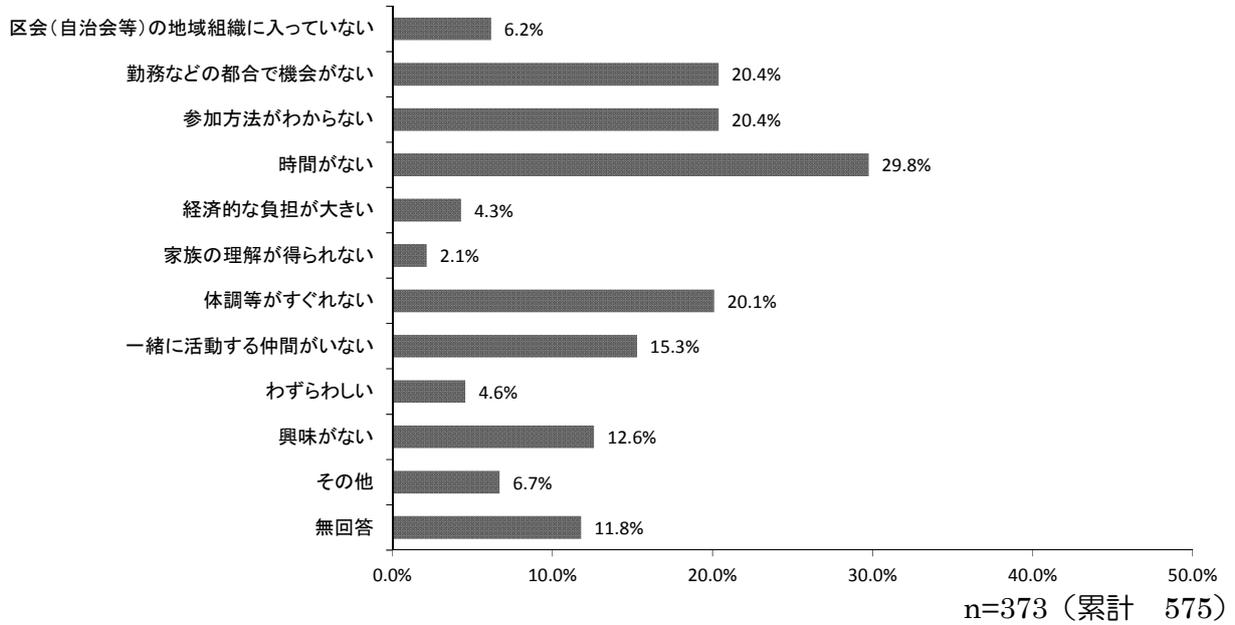


- 主な活動は、「区会の活動」が 43.6%で最も多く、次いで「子ども会・PTA の活動」が 35.2%、「消防団・自主防災組織の活動」が 22.1%となっています。



●活動していない理由は、「時間がない」が29.8%で最も多く、次いで「勤務などの都合で機会がない」「参加方法がわからない」が20.4%、「体調等がすぐれない」が20.1%となっています。

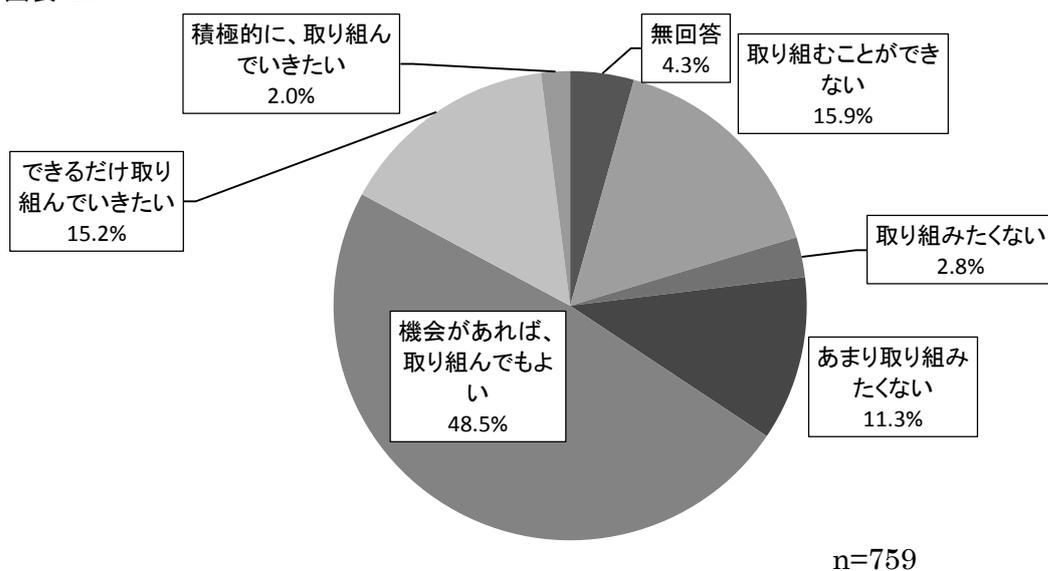
図表-22



② 今後の参加意向

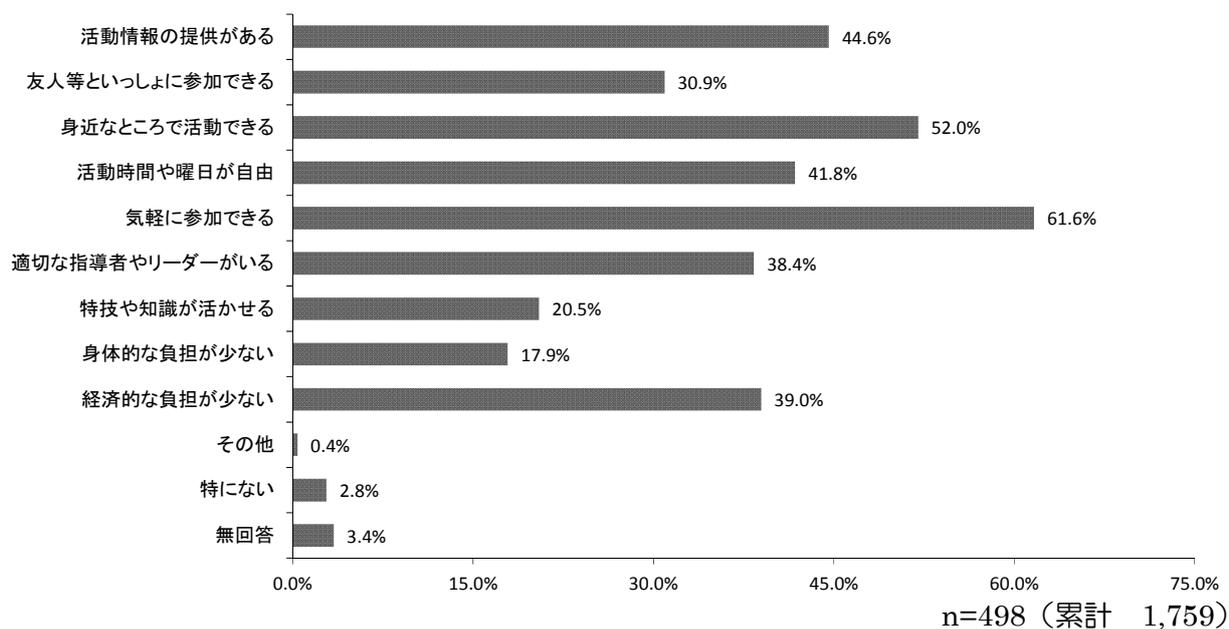
- 今後の参加意向は、「機会があれば、取り組んでもよい」が48.5%で最も多く、次いで「取り組むことができない」が15.9%、「できるだけ取り組んでいきたい」が15.2%となっています。

図表-23



- 活動・参加の条件は、「気軽に参加できる」が61.6%で最も多く、次いで「身近なところで活動できる」が52.0%、「活動情報の提供がある」が44.6%となっています。

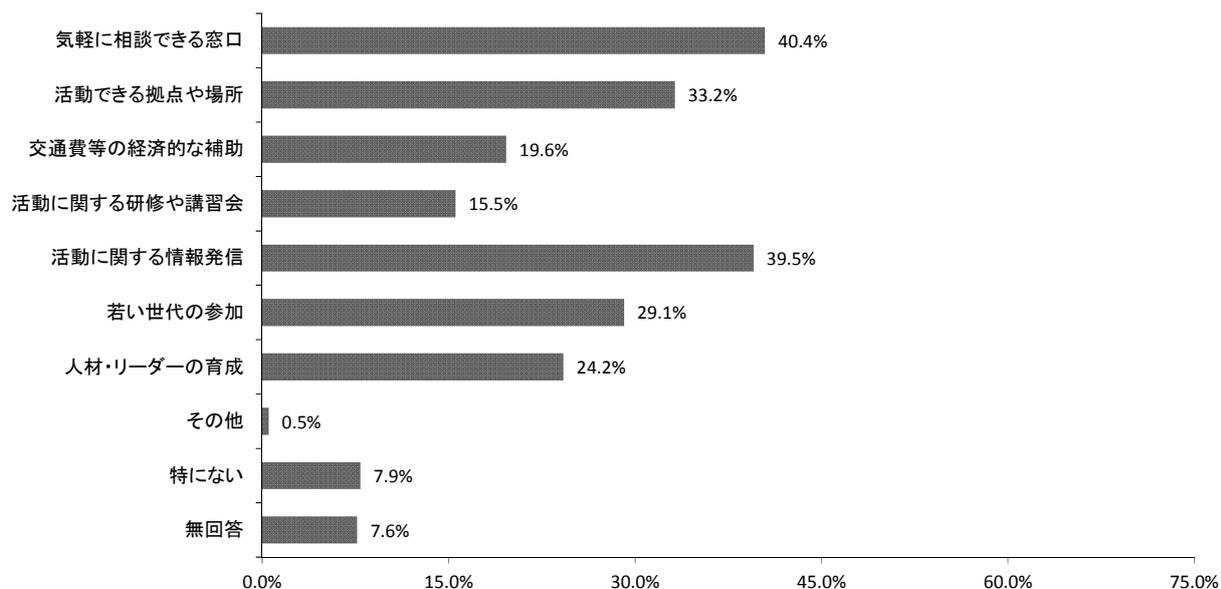
図表-24



③ 地域活動やボランティア活動を広げていくために必要なこと

- 地域活動やボランティア活動を広げていくために必要なことは、「気軽に相談できる窓口」が40.4%で最も多く、次いで「活動に関する情報発信」が39.5%、「活動できる拠点や場所」が33.2%となっています。

図表-25



n=759 (累計 1,653)

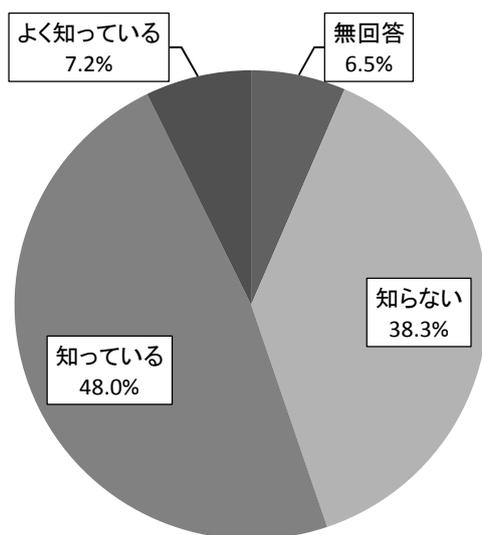
(3) 市社協及び地区社協について

① 市社協及び地区社協の認知度

●市社協及び地区社協の認知度は、市社協は「知っている」が48.0%、地区社協は「知らない」が60.2%とそれぞれ最も多い回答となっています。

■ 市社協の認知度

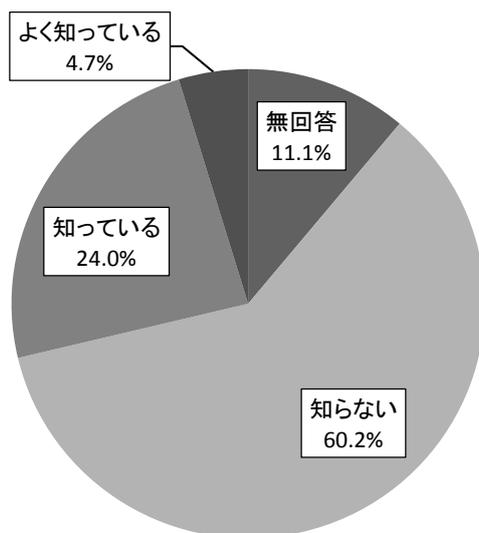
図表-26



n=759

■ 地区社協の認知度

図表-27

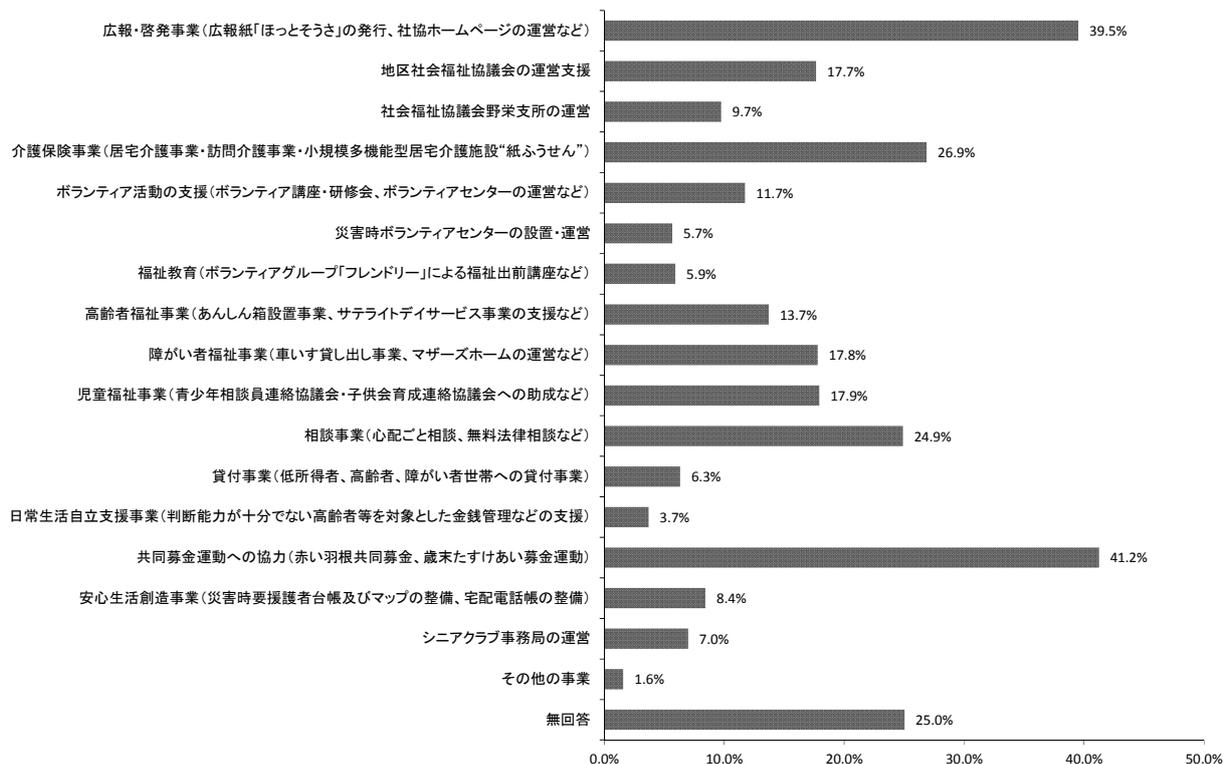


n=759

② 市社協の事業（活動）の認知度

●市社協の事業（活動）の認知度は、「共同募金運動への協力」が41.2%で最も多く、次いで「広報・啓発事業」が39.5%、「介護保険事業」が26.9%となっています。

図表-28

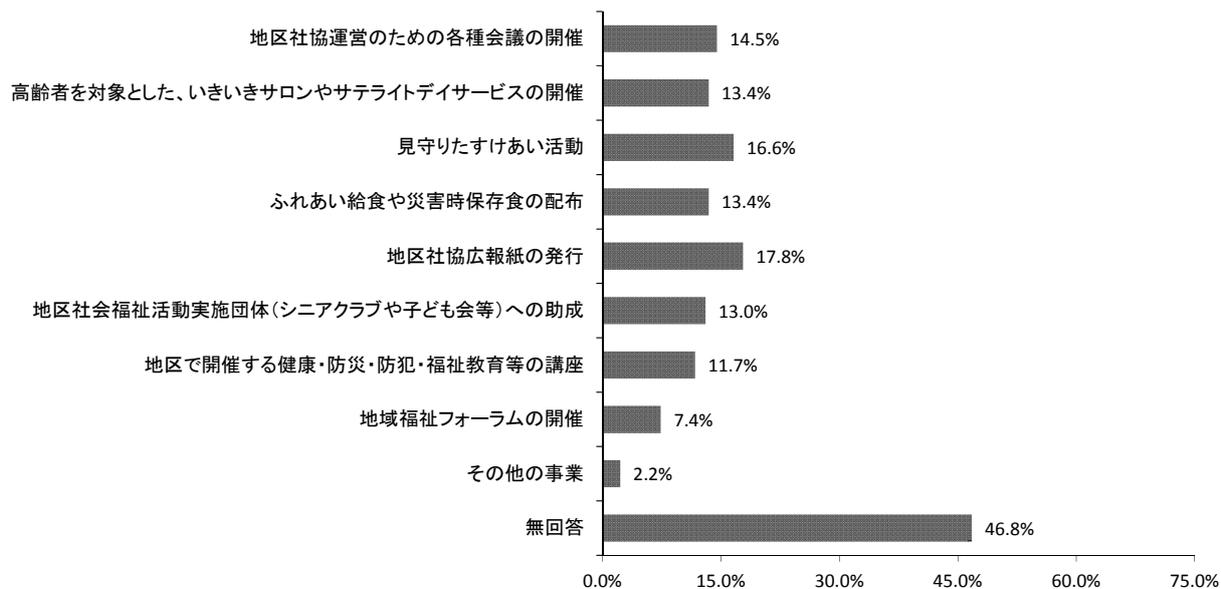


n=759（累計 2,161）

③ 地区社協の事業（活動）の認知度

●地区社協の事業（活動）の認知度は、「地区社協広報紙の発行」が17.8%で最も多く、次いで「見守りたすけあい活動」が16.6%、「地区社協運営のための各種会議の開催」が14.5%となっています。

図表-29

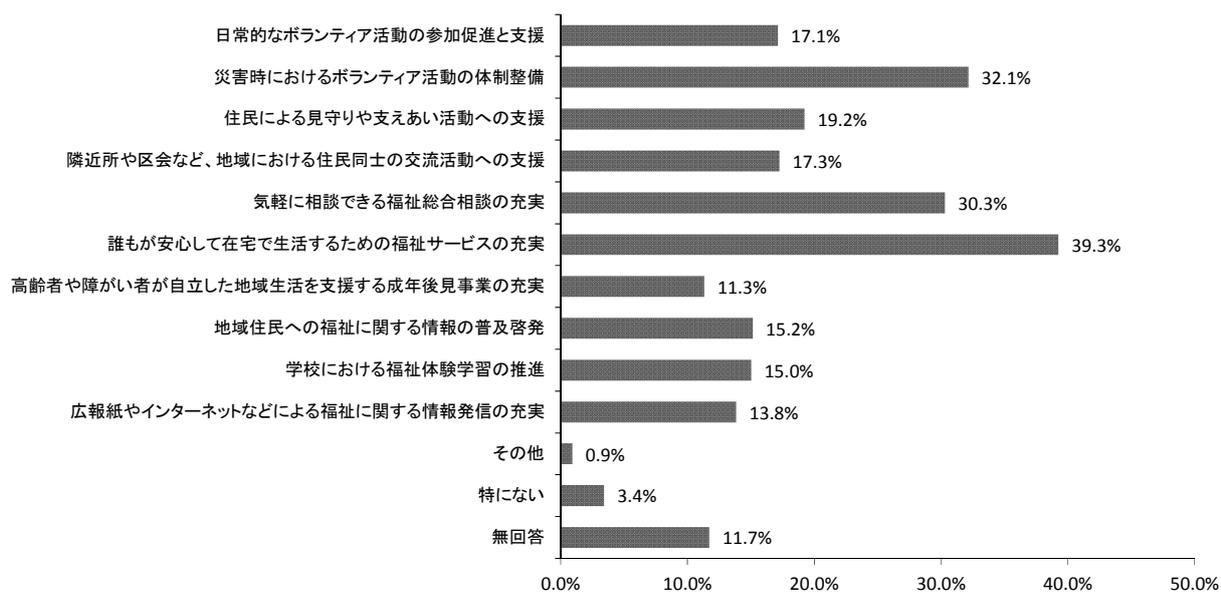


n=759（累計 1,191）

④ 今後、充実していくべき市社協の事業（活動）

- 今後、充実していくべき市社協の事業（活動）は、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が 39.3%で最も多く、次いで「災害時におけるボランティア活動の体制整備」が 32.1%、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が 30.3%となっています。

図表-30



n=759（累計 1,721）

(4) 結果概要のまとめ

① 本市の地域福祉の推進にとって重要な取り組み

地域における支え合い、助け合い活動に重要なことは、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が32.5%で最も多く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が31.1%となっています。(図表 - 19 参照)

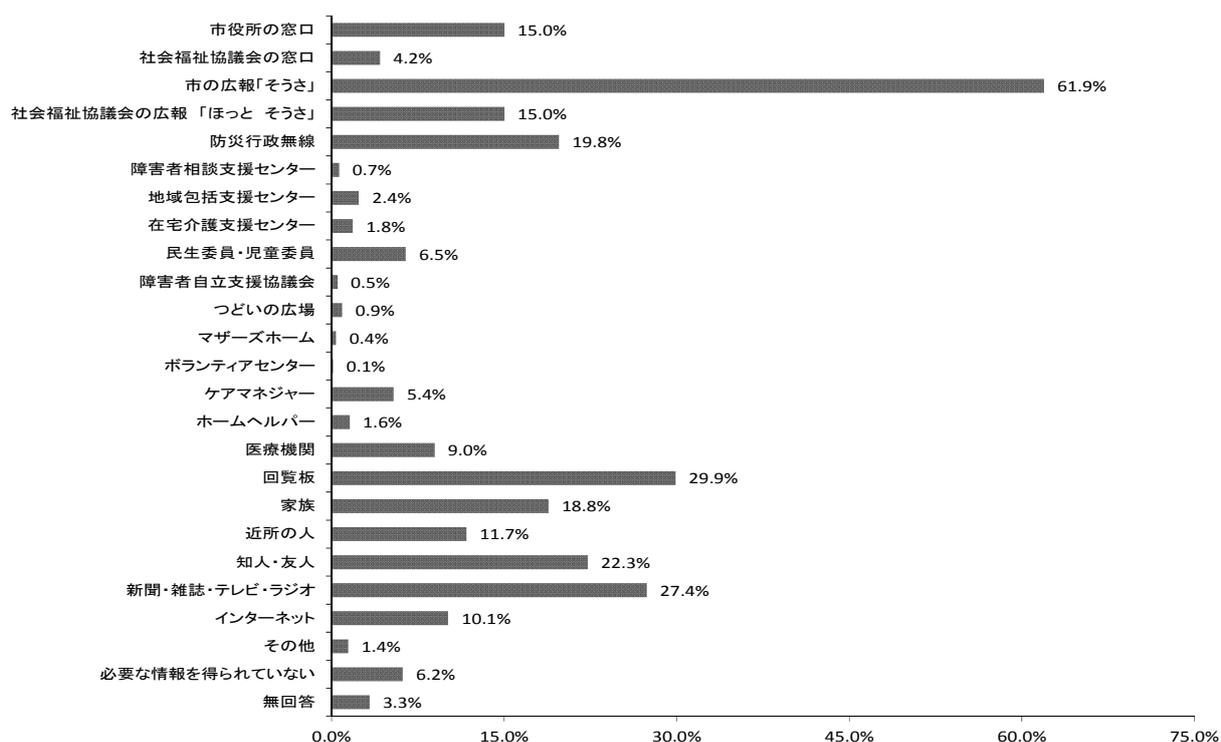
この回答結果によると、市民の多くが地域における活動においては、情報面での支援や取り組みが重要であると認識していることがわかります。

この点については、地域活動やボランティア活動を広げていくために必要なことにおいて、「気軽に相談できる窓口」が40.4%で最も多く、次いで「活動に関する情報発信」が39.5%となっていることから、活動していく側からの情報支援のニーズがあることがわかります。(図表 - 25 参照)

この情報支援については、本市としての福祉に関する情報の入手先は、「市の広報「そうさ」」が61.9%で最も多く(図表 - 31 参照)、また、市社協及び地区社協の事業(活動)の認知度としても、市社協では広報紙の発行を含む「広報啓発事業」が39.5%で2番目に多く(図表 - 28 参照)、地区社協では「地区社協広報紙の発行」が17.8%で最も多いこと(図表 - 29 参照)から、それぞれの広報紙による情報支援・展開方法が最も効果があることがわかっています。

また、地域活動への参加条件として「活動情報の提供がある」が44.6%の回答を得ていることも含めて考察すると、本市の地域福祉の展開については、情報による支援体制の構築及びその環境の整備が重要であると考えられます。(図表 - 24 参照)

図表-31 福祉に関する情報の入手先



n=759 (累計 2,098)

② 情報施策による本市の展望

団体・機関の認知としては、「民生委員児童委員」が 77.6%で最も多いことから、日頃から地域や住民の身近にあり、寄り添う立場であることがポイントであることがうかがえます。

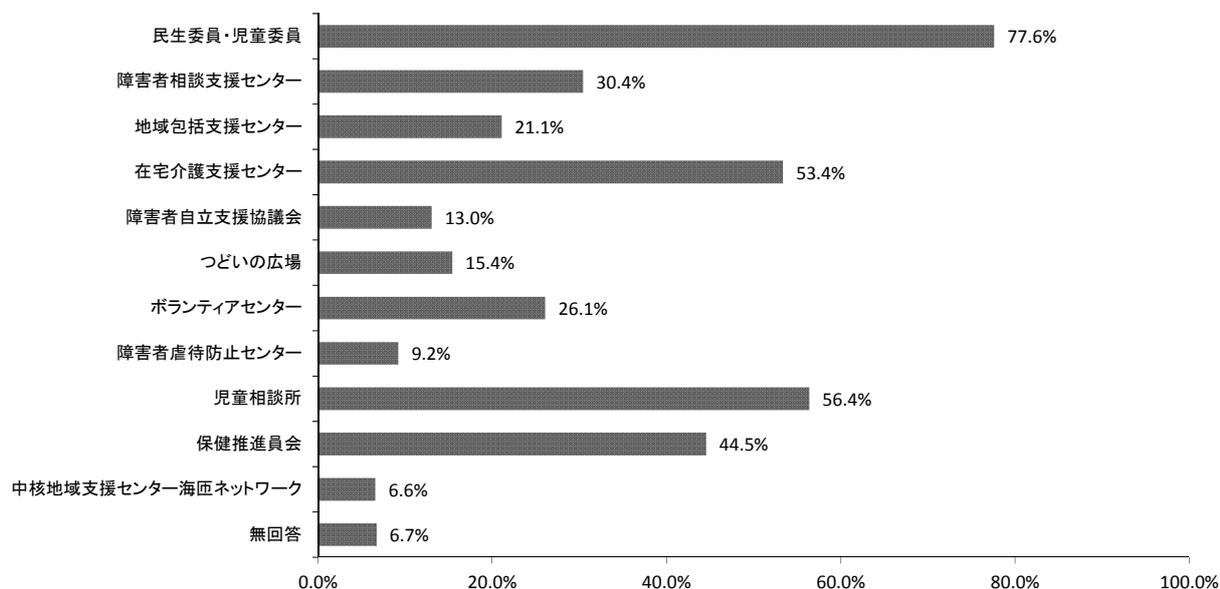
(図表 - 32 参照)

この点は、制度や仕組みにとらわれずに検討し、地域活動においては、住民の目に見える活動に取り組んでいくことや、住民と支え合いの意識を常に持つこと等、活動の方針として、各組織・団体が取り入れていくべき活動の魅せ方であると言えます。

また、本市では区会への加入の有無は、「所属している」が 84.3%と加入率が高い傾向がわかりましたが(図表 - 33 参照)、一方で区会に加入していない理由として、「誘われたことがないから」が 37.1%で最も多く回答されていること(図表 - 34 参照)や、ボランティアや地域活動について『取り組みについて関心がある』が全体の 65.7%の回答であること(図表 - 23 参照)などから、住民に活動の機会を示していくことで、それぞれの参加意識または参画の促進を見込める傾向にあることもわかっていますが、特に区会については、地域活動への参加者のうち、主な活動としては「区会の活動」が 43.6%で最も多いこと(図表 - 21 参照)からも、区会を育成・支援していくことの重要性が示されており、情報施策による区会への支援の重要性が考えられます。

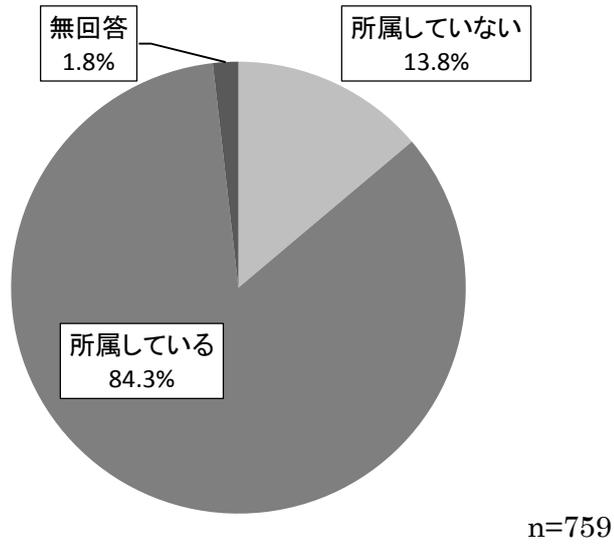
この点を個別事業や特記事項として留意しつつ、情報施策の展開による包括的な施策の支援展開が、本市の地域福祉施策の展開において重要であると考えられます。

図表-32 団体・機関の認知

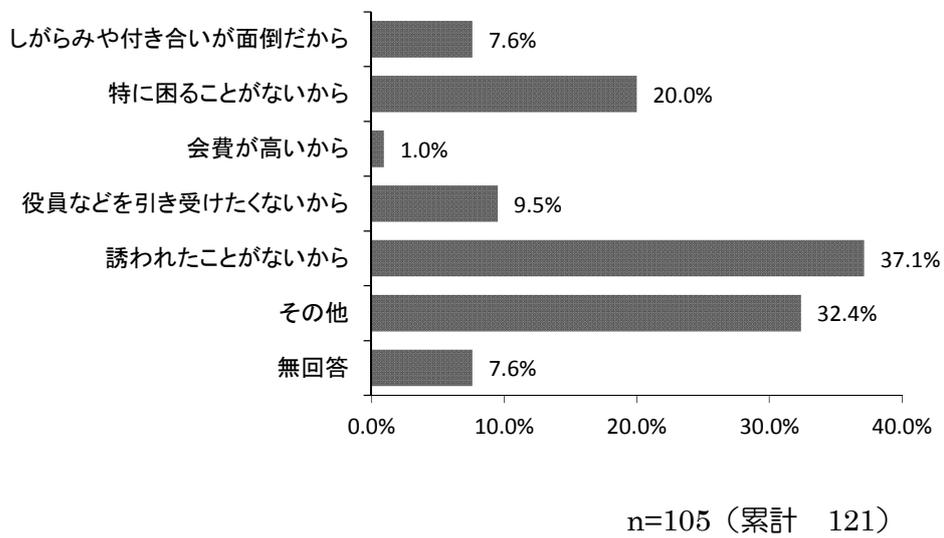


n=759 (累計 2,736)

図表-33 区会（町内会・自治会）への加入の有無



図表-34 区会（町内会・自治会）に加入していない理由



第4節 地域福祉座談会の結果概要

結果概要のまとめ

各地区においては、お祭りや地域行事等、イベントの場を通じた世代間交流が行われて、中でもシニアクラブの活動が活発に行われており、人材面や運営面での活動に不安を抱えながらも、福祉活動が推進され続けているという状況がわかりました。

また、特に以下の3点を中心に、共通する課題、また発展性が見込まれる意見が挙げられました。

① 地域の活性化を促進する、既存の組織・団体の活用

地域の活性化については、各地区ともに不安要素となっており、特に組織活動での人材不足や、地域活動のリーダーともいえる福祉人材の枯渇を懸念しています。

一方で、旧住民間の交流や縁は強く、高齢者であっても、地域活動に率先して取り組む意識の高さがあります。なかでも各地区ともにシニアクラブの活動が活発であり、地域の中心として活動されています。

また、各地区の意見として、現在の活動や事業を維持継続し、それを発展させることで地域の活性化につなげていきたいという意見が出されました。実際に、豊和・椿海地区の「歩け歩け大会」を楽しみにしている意見、匝瑳地区のようにボランティアによる「花火大会」など、現在の取り組みを地域の活性化に取り入れていきたいという意見と実例が挙げられています。

今後、このような活動意識の高い団体を活用し、地域の福祉活動を推進していくことは、団体間の連携を必須とする地域福祉計画の趣旨と合致する内容でもあることから、各組織・団体が持つ高い活動意識を具現化していくため、活動の支援や連携の促進等、活動環境を整備していく必要があります。

また、活動への呼びかけを図る上では、ライフスタイルの違いや子育て世代、現役の就労者の抱える負担が大きくなるように配慮した活動に取り組んでいく必要もあります。

② 福祉にとらわれない地域人材の育成と発掘

地域を担う若い人材が不足しており、各地区で共通して、福祉活動のみならず、地域の運営を担える人材を育成していく必要性が指摘されました。

一方で、子どもたちとの交流は各学校や行事を通して行われており、将来の地域を担う世代の地域への取り込みも行われています。しかし就労の場が少なく、高等教育の修了後、子どもたちが市外へ出てしまうことが多いという、将来の地域を考えた上での具体的な課題もあります。

子どもたちの取り込みや、若い世代、意欲のある住民といった地域人材の育成に当たっては、組織・団体間で取り合ったり、互いの役割によって活動し難くなるようなことがないように、地域人材の視点で、地域が一体となって人材の育成を図る必要があります。

また、地域差を考慮すると、市街地である中央地区や、山間部が大部分を占める飯高地区、高齢化率が高い豊和地区など、地域によって人材を必要とする背景が異なる事象に配慮し、地域に応じた人材育成の在り方を、地域住民とともに検討していく必要があります。

③ 地域の見守りと支え合いの意識

地域交流において行われている世代間交流は、単に交流という点のみではなく、お互いがお互いの顔を知り、地域での連帯意識を感じさせる重要な機会でもあります。

本市では、地区内の集落が離れており、容易に地域間交流が図れない地区もあります。また、高齢者にとっては交通手段が限られることで、地域に出ることができず、地域での孤立を招く恐れもあります。

地区によっては、シニアクラブが地域交流や見守りを果たしている地区もありますが、今後は、活発な地域行事や意識の高い団体と連携・協力し、孤立しがちな要支援者等の地域での孤立を予防し、地域によるネットワークにおいて、見守りと支え合いの機能を果たしていくことのできる体制の構築が求められます。

第5節 計画策定に当たっての方向性

市民意見からの課題のとりまとめ

地域福祉計画は、地域福祉全般にかかる政策、施策を網羅するものであり、基本目標に掲げる全ての施策の相互連携を図りながら、総合的に取り組んでいく必要がありますが、今回の計画策定に伴い、市民意識調査や地域福祉座談会等の実施を通して、地域福祉を推進していく上で、特に取り組むべき課題が見えてきました。

〔市民意識調査からの課題のとりまとめ〕

- ① 多様な価値観やライフスタイルが混在するなかでの自治組織の活性化や地域住民同士の支え合い・助け合いの意識共有の必要性
- ② 現状より親しい近所付き合いや、地域コミュニティ活動が活発化するような支援の必要性
- ③ 地域活動やボランティア活動への参加意識がある方が実際に参加できる環境づくりの必要性
- ④ 既存の福祉サービスの周知や浸透を図り、さまざまな福祉関係機関の連携や情報の共有化、相談窓口体制の整備の必要性
- ⑤ 行政や他団体等と市民が協働で「地域づくり」に参加していく意識が高いなかで、市民が積極的に「地域づくり」に参加できる環境づくりの必要性

〔地域福祉座談会からの課題のとりまとめ〕

- ① 少子高齢化の進行による地域福祉推進の必要性
- ② 後継者不足、役員の固定化による人材育成の必要性
- ③ 活動拠点の整備不足による支援の必要性
- ④ 行政や社会福祉協議会との連携と支援強化の必要性



〔地域福祉推進の方向性〕

- ① 福祉コミュニティの構築
- ② 住民主体の体制の確保
- ③ 人材の育成支援
- ④ 既存の福祉資源を最大限活用
- ⑤ 専門性に応じる分野別施策の推進

第2章 計画の基本理念と施策の体系

第1節 計画の基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

少子高齢化の進行、ひとり暮らし世帯の増加など社会環境を背景に、地域の人間関係や家族関係が希薄化し、地域から孤立してしまう人、あるいは高齢者や障がい者、生活困窮者、ひとり親家庭など、さまざまな困難を複合的に抱える人たちが増加しています。

こうした問題に対しては、市民が協力して市民相互の連帯感を高め、お互いを思いやる心を持てるようなまちづくりを市民が主役となって進めていくことが重要です。また、地域住民の理解や参加だけでなく、民生委員児童委員や事業所、NPO、市などさまざまな関係機関の効果的な連携による、支え合いや助け合いができる関係づくりが求められます。

「匝瑳市総合計画」では、優先的に取り組むべき施策を「リーディングプラン」として設定し、「プラン5 課題解決に取り組む「地域力」向上プラン」の中で、地域福祉の推進について、以下のように記載しています。

社会福祉協議会と連携しながら、さまざまな機会を活用してボランティアや市民活動に関する情報提供および参加促進を行い、活動参加のきっかけづくりを推進します。

また、地域振興協議会や消防団の活動支援、コミュニティセンターの利用促進など伝統的なコミュニティ活動の活性化を図る一方で、ボランティア・市民活動団体やNPO法人といった特定の目的を持ったコミュニティの活動支援や設立支援のほか、事業者の地域貢献を促進し、地域課題に取り組む主体間相互の連携強化とネットワークの形成を推進します。

さらに、コミュニティの重要性に対する意識の醸成を図りつつ、市民の地域活動への参加を促し、「地域力」の向上を図ります。

本市では、上位計画である総合計画の将来像の実現をめざし、住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざし、

「住み慣れた地域で

安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」

を基本理念とした、地域福祉の推進に取り組めます。

本市では、この基本理念を基本的な考えとして、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし、この計画を推進するための、5つの基本方針と5つの基本目標を定めました。

(2) 計画の基本方針

課題等の把握により、地域連帯の強化や関係性の向上、また、地域への参画意識や、地域内で活動する各組織・団体の活動意識の高さが示されました。

また、座談会の実施により、高い意識の反面、活動に当たっての不安や懸案事項、実際の活動での障害となる具体的な課題が示されました。

そこで本市では、このような市民意識を十分に地域福祉の推進に生かしていくため、本計画において、地域や地域住民、地域内で活動する各組織・団体の福祉機能の向上を図り、市民が地域での「結びつき」「助け合いや支え合い」といった互助の精神を育むことのできる地域の福祉推進を支援する環境を整備するため、以下の5つの項目を本計画に盛り込むべき方向性として掲げます。

また、方向性を示すに当たっては、本市の総合計画との整合性を図り、リーディングプラン5「課題解決に取り組む「地域力」向上プラン」の達成を目標に、市社協とともに、施策に取り組みます。

基本方針1 地域住民主体の体制を確保

施策の展開に当たっては、地域それぞれの福祉の在り方を十分尊重し、地区の活動に統一性を求めるのではなく、それぞれの実施主体に組織運営及び活動内容を委ね、活動の促進、進捗状況の確認及び運営等の支援において市及び社協が係わる仕組みづくりに取り組みます。

基本方針2 既存の福祉資源を最大限利用

区会、市社協といった組織や民生委員児童委員等の制度ボランティアを始めとした市民、団体、さらに事業者と市、それぞれの地域福祉社会構築に向けた役割を明確にし、既存の福祉資源を最大限に活用します。

基本方針3 人材の育成支援

組織化された中において、人材を活用・発掘、さらには組織間で共有し、「団体の人材」ではなく、「地域の人材」を育成します。

基本方針4 福祉コミュニティの支援

本計画においては、本市の地域福祉において主導的な役割を果たしている市社協の特性を十分生かし、市内に11設置されている地区社協を、地域福祉の実施主体として位置付けます。

基本方針5 地域福祉の推進を支える施策の展開

本計画は、「福祉の両輪」を機能させるためにも、市社協とともに地域の福祉を推進していく体制づくりを進め、地区社協を核とした地域福祉の推進体制の構築をめざすとともに、将来的な地域の福祉力の育成・向上を図ります。

第2節 計画の基本目標

「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」の実現に効果的に取り組むため、本計画においては、以下の5つの基本目標を掲げ、施策を分類し、体系化しました。

1 「多様なニーズに応じた情報提供のできるまち」

本市では、相談・広報活動を通して、市民の福祉に対する意識の高揚、市民同士の支え合いや助け合い活動が継続的に行われる仕組みづくりに努めます。

2 「福祉活動が活発で参加しやすいまち」

本市では、福祉教育を通して、市民一人ひとりの福祉知識・技能の向上を図るとともに学習・体験機会の創出に努めます。

また、市内で活動する福祉団体やボランティア等組織の運営・活動を支援し、住民の地域活動に対する支援等のほか、参加する市民のいきがいを感じることでできる組織づくりを支援します。

3 「誰もが安心して暮らせるまち」

本市では、高齢者や障がい者の在宅生活の支援や子育て支援等、市民の自立を支えるための多様な福祉ニーズに応える事業の推進に取り組みます。

また、市民一人ひとりが、心身ともに健康で健全な生活を営むことができるよう、医療・保健環境の整備等や人権擁護に係る事業の推進等に取り組みます。

4 「誰にとっても暮らしやすいまち」

本市では、バリアフリー環境の整備に取り組み、地域の福祉拠点としての施設整備等や、交通不便地域の解消を目的に、市民の外出を促進するための移動交通の支援に取り組みます。

また、高齢者や障がい者等への買物支援策等の充実を図ります。

5 「地域に根差した活動のできるまち」

本市では、地域福祉の推進を担う中核的な存在として活動している市社協の運営・活動を支援し、本市の地域福祉の拠点として、地区社協を含めた市社協の福祉機能の強化を支援します。

第3節 施策の体系

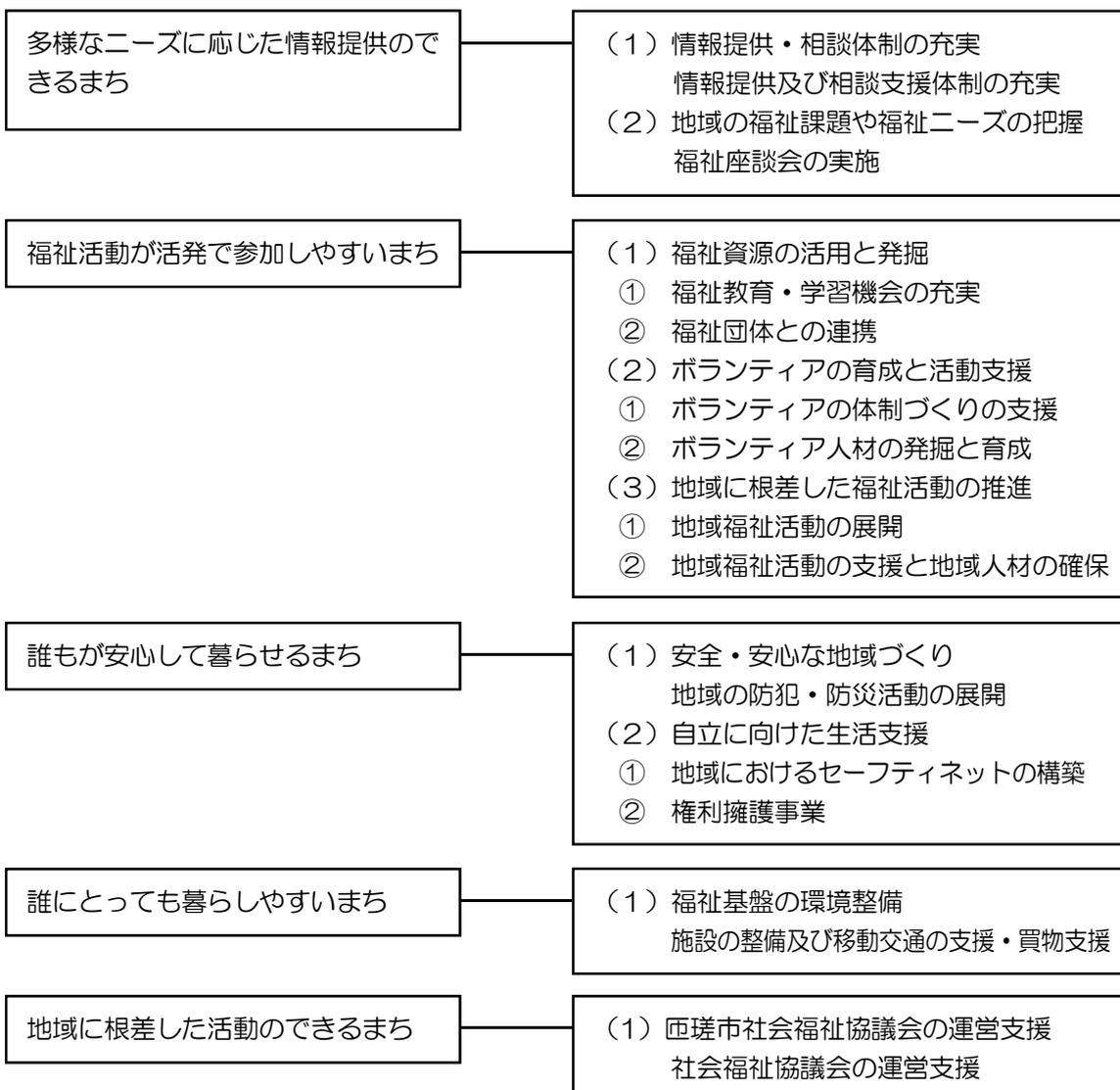
本計画の実施に当たり、施策の体系を次のとおりとしました。

住み慣れた地域で 安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築

- | | | | |
|-------|---------------|-------|------------------|
| 基本方針1 | 地域住民主体の体制を確保 | 基本方針4 | 福祉コミュニティの支援 |
| 基本方針2 | 既存の福祉資源を最大限利用 | 基本方針5 | 地域福祉の推進を支える施策の展開 |
| 基本方針3 | 人材の育成支援 | | |

■ 基本目標

■ 基本施策



第3編 各論

- 第1章 多様なニーズに応じた情報提供のできるまち
- 第2章 福祉活動が活発で参加しやすいまち
- 第3章 誰もが安心して暮らせるまち
- 第4章 誰にとっても暮らしやすいまち
- 第5章 地域に根差した活動のできるまち
- 第6章 計画の推進

第 1 章 多様なニーズに応じた情報提供のできるまち

第 1 節 情報提供・相談体制の充実

情報提供及び相談支援体制の充実

現状と課題

現在、本市では地域における福祉に関わる問題に対する要望・陳情・苦情等に対応する体制を整備していますが、多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化など、市の相談体制の充実が求められます。

また、本市では地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、家庭相談員の活動のほか、専門職による検討会の開催など、相談支援体制の充実に努めています。

しかし、地域で相談支援活動をしている人や地域包括支援センターなどの地域の相談機関が周知されていない面があり、それらの周知を図るとともに、相談内容に応じて適切に専門機関や専門職につながっていく仕組みづくりが必要です。

地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて情報を知っている、もしくは情報を取得する方法を知っているなど、地域住民がさまざまな「情報」とつながっていることが大切となります。

本市では、福祉サービスに関する情報の入手先の多くが広報となっている現状がありますが、今後も地域住民が情報を容易に入手できるよう、市のホームページ等による情報発信に努め、一層の使いやすさと内容の充実を図っていくことが必要となります。

施策の基本的な方向性

身近な地域、場所で気軽に相談ができるよう、民生委員児童委員や地域の事業所、NPO等と連携し、地域に密着した相談体制づくりを進めるとともに周知を図ります。

また、区会や市社協、民生委員児童委員、各種団体等によるネットワークを強化し、情報共有や交流を推進し、それぞれの活動のさらなる展開を促進します。

福祉サービスの内容や利用方法、サービスの利用につながる情報、各種イベントなどの社会参加につながる情報を、地域住民が容易に入手できるよう、市のホームページやパンフレットなどさまざまな情報伝達方法を活用し、地域福祉に関する情報を必要とする人に正確に、わかりやすく確実に提供できるよう努めます。

◆ 市民・地域による取り組み

〔 市 民 〕の取り組み

- 広報紙やホームページに目を通します。
- 情報が届きにくい人がいれば、声をかけます。
- 近隣で困っている人がいたら、相談窓口の情報を提供します。
- 地域での学習会等に参加し、福祉サービスや相談窓口についての知識を身につけます。
- 広報紙やホームページなどを利用し、日常的なサービスや相談窓口についての知識を身につけます。

〔 地 域 〕の取り組み

- 近隣で相談しやすい関係をつくれます。
- 地区社協等の広報紙、地区の回覧板等で、相談窓口について紹介します。
- 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、家庭相談員等、相談機関の地域への取り込みを図ります。
- 情報の届きにくい人には、サロンや学習会等で情報を伝えます。

◆ 匝瑳市・匝瑳市社会福祉協議会の取り組み

行政（市）の取り組み

施策内容	担当課
福祉に関する情報を市民に分かりやすく提供するため、市ホームページや広報紙等の活用だけでなく、情報発信の媒体を創意工夫して積極的な情報提供を図ります。	秘書課 各課
市の施設に福祉情報を提供できるスペースを確保することや市施設以外でも情報提供のスペースを確保するなど情報提供の場の創出に努めます。	各課
高齢者や障がい者、子どもといった、支援を必要とする市民の福祉情報ニーズを的確にとらえることで、利用しやすい福祉情報の提供を図ります。	福祉課 高齢者支援課
相談支援事業をはじめとする関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	福祉課
地域包括支援センターにおいて、介護・福祉・医療等の関係機関及び地域との連携により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。	福祉課 高齢者支援課 健康管理課

市社会福祉協議会の取り組み

活動内容	計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31
市社協や地区社協の広報紙やホームページ等を活用して、地域で行なわれる各種イベントや地区社協活動等に関する情報提供を行うとともに地区社協情報紙の発行の支援等、地区社協を核とした、地域福祉の推進を支援します。 また、地区社協や関係団体との連携を図りながら地域福祉に関する情報の把握及び提供に取り組みます。	継	⇒	評	⇒	
広報紙やホームページを活用しながら、市社協の相談窓口についての周知に取り組みます。また、地域における福祉相談体制の確立や関係機関、民生委員児童委員との連携を強化し、市の相談窓口につなぐ体制づくりに努めます。	継	⇒	評	⇒	
専門の相談事業として、弁護士無料法律相談、権利擁護相談、介護に関する相談、生活福祉資金貸付相談、ボランティアに関する相談等、生活全般の相談に応じます。	継	⇒	評	⇒	

新 = 新規、継 = 継続、廃 = 廃止、検 = 検討、評 = 評価

第2節 地域の福祉課題や福祉ニーズの把握

福祉座談会の実施

現状と課題

地域福祉は市民の主体的な参画と、市と市社協が協力し、福祉のまちづくりを一体的に進めていくものです。それぞれの課題に対して市民一人ひとりが主体となって活動しなくてはならない時代になっています。今後のまちづくりを一体的に進めていくためには、地域の福祉課題の共有や福祉ニーズの把握に努めることが重要となります。

本市においても、本計画の策定やその他の行政計画の策定に当たっては、各種意識調査やワークショップ、パブリックコメント等を実施し、地域の福祉課題や福祉ニーズを把握してきました。

市社協においても、理事会等の役員会や、地区社協会長会議等の会議を開催し、市内の福祉状況や市及び県の事業への要望や意見のとりまとめを行っています。

施策の基本的な方向性

本計画においては、地区社協単位での福祉座談会を発展的に継続実施し、課題やニーズの把握、地域への情報提供などの運営支援を通し、地域における、特性に応じた地域福祉の推進体制づくりを促進します。

また、実施に当たっては、住み続けたいと思う魅力ある地域づくりを、若い世代と共に課題を共有しながら考えていくことで、将来の地域を担う人材育成にもつなげていくように取り組みを進めます。

◆ 市民・地域による取り組み

〔 市 民 〕の取り組み

- ・隣近所の困りごとに気をかけます。
- ・地域活動への理解を進め、地域での活動に積極的に参加します。

〔 地 域 〕の取り組み

- ・地域課題の共有や福祉ニーズの把握に努めます。
- ・市や市社協と協力し、福祉座談会の開催に努めます。

◆ 匝瑳市・匝瑳市社会福祉協議会の取り組み

行政（市）の取り組み

施策内容	担当課
福祉座談会を市社協と連携し実施します。	福祉課 高齢者支援課
福祉座談会の結果をとりまとめ、次期計画改定の基礎資料として整理することで本計画期間中の課題を抽出し、各地区社協へ情報や成果を還元します。	福祉課 高齢者支援課

市社会福祉協議会の取り組み

活動内容	計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31
福祉座談会を市と連携し実施します。	新	➡	評	➡➡	
課題のとりまとめ、抽出等を行い、本計画の評価資料とするとともに地域のニーズに沿った事業展開を図ります。	新	➡	評	➡➡	
各地区の状況を考慮した、地区社協の活動・運営を評価・支援し、継続的な活動の充実を図ります。	新	➡	評	➡➡	

新 = 新規、継 = 継続、廃 = 廃止、検 = 検討、評 = 評価

第2章 福祉活動が活発で参加しやすいまち

第1節 福祉資源の活用と発掘

(1) 福祉教育・学習機会の充実

現状と課題

福祉教育には学校で行う行事としての取り組みと、地域の中で福祉に関する理解を深める取り組みがあります。

本市では市社協を中心に、市内の学校を対象に、関係機関やボランティア団体等との連携・協力のもと、手話、点訳、車椅子等の体験学習での交流を通じ、高齢者や障がい者への理解を深め、「福祉のこころ」の醸成に取り組んでいます。

地域の中で行う福祉教育は、地域で活動する地域福祉の推進組織、福祉ボランティア団体等に対する啓発活動や広報紙等の発行など、市民の福祉に対する意識の向上を図るための取り組みを行っています。

施策の基本的な方向性

学校や地域で行う体験学習や地域での話し合いの場（機会）づくり等、福祉に関する学習の機会を増加させ、福祉に対する理解やボランティア活動への積極的な参加を促すためには、学校や市民への積極的な啓発活動が必要です。

また、パンフレット等の作成による福祉教育推進のための周知活動や、広報紙・ホームページ等での情報発信、市社協の福祉出前講座の開催、ボランティアセンターと連携した講座の充実を図る取り組みは、実態としての指標が見えにくいため、その効果を適切に評価することが必要となります。

◆ 市民・地域による取り組み

〔 市 民 〕の取り組み

- ・福祉に関する学習会・講座等に参加し、福祉に対する理解や関心を深めます。
- ・地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けた取り組みを行います。
- ・ボランティア活動への積極的な参加や福祉意識の向上に努めます。

〔 地 域 〕の取り組み

- ・福祉に関する学習会・講座等を開催します。
- ・地域で福祉についての話し合いの場（機会）をつくります。

◆ 匠瑳市・匠瑳市社会福祉協議会の取り組み

行政（市）の取り組み

施策内容	担当課
ボランティア等の体験活動を重視し、各校で福祉教育の実践や福祉活動に取り組みます。	学校教育課
学校全体で福祉教育の重要性について共通理解を図り、地域や家庭との連携を図りながら教育の充実を図ります。	学校教育課

市社会福祉協議会の取り組み

活動内容	計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31
市内の学校で行われる児童・生徒の福祉体験学習を推進・支援し、児童・生徒の福祉に関する意識を高め、将来地域の福祉を担う人材を養成します。	継	⇒	評	⇒	
ボランティア団体等と連携し、地域や学校への福祉教育活動の取り組みを支援します。	継	⇒	評	⇒	

新 = 新規、継 = 継続、廃 = 廃止、検 = 検討、評 = 評価

(2) 福祉団体との連携

現状と課題

現在、本市の福祉活動においては市民の相談役である民生委員児童委員がその中心を担っており、民生委員児童委員が地域で円滑に活動するためには、行政・関係機関のサポートが必要不可欠となります。

しかし、その役割と活動内容について、きちんと理解している人は少なく、仕事の負担増や偏り、周囲の理解・協力不足などから、現在、担い手が不足しています。加えて、活動への実態と評価に隔たりもあり、実態に即した活動を展開するための課題解消に向けた対策が求められます。

国においては平成 37 年を目途に、医療・介護・予防・生活支援・住まいが連携して一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

本市においても、地域での医療・介護・福祉・保健の連携体制を構築し、誰もが住み慣れた自宅や地域で安心して過ごすことができる仕組みを構築しなければなりません。

施策の基本的な方向性

民生委員児童委員の活動を広報やホームページ等で周知し、地域への理解促進を図ります。

また、多岐にわたる複雑な問題を抱える相談者が増えているなかで、区会や関係機関、団体等の地域活動による支援と公的なサービスとが連携したセーフティネットの構築を推進するとともに、他分野における専門相談機関とのネットワークづくりを推進し、各窓口に寄せられた相談に、関係機関との連携により迅速かつ的確に問題が解決できる体制の整備に努めます。

また、地域包括ケアシステムの体制づくりに取り組み、介護にとどまらず、障がい者支援、子ども子育て支援といった分野を包括した地域ケアをめざします。

◆ 市民・地域による取り組み

〔 市 民 〕の取り組み

- ・地域活動へ積極的に参加し、民生委員児童委員活動への理解や協力に努めます。
- ・地域での支え合いを心がけ、助け合うことのできる関係性を構築します。

〔 地 域 〕の取り組み

- ・民生委員児童委員と地域住民とがコミュニケーションを取れる環境をつくります。
- ・地域の課題を見つけ、情報共有して、解決に向けて協力するなど、地域の中の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。
- ・地域での連携をはじめ、市や市社協との連携を強化し、地域内での要援護者の見守り支援体制の構築に参画します。

◆ 匝瑳市・匝瑳市社会福祉協議会の取り組み

行政（市）の取り組み

施策内容	担当課
民生委員児童委員に対して必要な情報の提供や、研修の充実に努め、その活動が円滑に行われるように支援を行います。	福祉課 各課
団体・機関間の連携を強化し、地域包括ケアの理念の体制化に取り組みます。	福祉課 高齢者支援課

市社会福祉協議会の取り組み

活動内容	計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31
民生委員児童委員や他の社会福祉法人、福祉事業所、病院、NPO等との連携を強化し、その活動が円滑に行われるように支援します。また、連携強化の中で既存の福祉資源を確認し、潜在している福祉資源の有効活用に努めます。	継	➡	評	➡➡	
地域包括ケアにおける市社協の役割を明確にし、市内のケアシステム構築に参画します。	継	➡	評	➡➡	

新 = 新規、継 = 継続、廃 = 廃止、検 = 検討、評 = 評価

第2節 ボランティアの育成と活動支援

(1) ボランティアの体制づくりの支援

現状と課題

福祉関係者では研修会などに参加する人が多くなっていますが、一方で、講座や研修を受けたものの福祉に関する知識や経験を生かす機会がないと感じている人も多く、知識や経験を発揮できる環境を整えることが求められています。

ボランティアの高齢化に伴い、ボランティア人口の減少が課題となっています。このことから、ボランティアや市民活動等に関する情報発信や講座を開催するなど、ボランティアや市民活動への参加促進に努めていますが、引き続きさまざまな媒体を用いて、より一層の情報発信に努め、活動への参加を促進することが必要です。また、若い世代の方にボランティア等の市民活動に関心を持ってもらえるような仕組みづくりが必要です。

さらに、区会等住んでいる地域でのつながりによって活動している地縁型とNPO法人やボランティアなど、子育てや環境保全等の特定のテーマでのつながりによって活動しているテーマ型との交流や連携の場の整備を進める必要があります。

施策の基本的な方向性

ボランティア等への参加を促進するため、必要性和意義についての啓発を行うとともに、地域で求められているボランティア活動等の情報発信やボランティア講座の開催、ボランティア参加機会の提供の充実に努めていきます。

活動に関わるグループ・団体の活動が充実していくよう、必要な情報提供や助言、コーディネートにより活動を支援します。

◆ 市民・地域による取り組み

〔 市 民 〕の取り組み

- ・ボランティア行事や活動に興味を持ち、積極的な参画に努めます。

〔 地 域 〕の取り組み

- ・ボランティア講座への参加を促進します。
- ・区会やボランティア、民生委員児童委員、各種団体などとの情報交換・意見交換の場を設けます。

◆ 匝瑳市・匝瑳市社会福祉協議会の取り組み

行政（市）の取り組み

施策内容	担当課
匝瑳市ボランティア連絡協議会の運営を支援します。	福祉課
市民のボランティア意識を醸成し、活動への参加意識の向上を図ります。	福祉課

市社会福祉協議会の取り組み

活動内容	計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31
ボランティアセンターにおける情報提供や相談機能の充実、地域福祉活動への参加意欲のある団体・個人の支援をするほか、地域住民が主体となったボランティア活動を支援します。	継	⇒	評	⇒	
市民のボランティア活動への参加を促進するため、各種講座の開催や、福祉体験等を通してボランティア活動の普及に努めるとともに、ボランティア活動をしやすい環境の整備に努めます。 また、ボランティアの可能性をより発揮できるように、新たな活動等についての情報を提供します。	継	⇒	評	⇒	

新 = 新規、継 = 継続、廃 = 廃止、検 = 検討、評 = 評価

(2) ボランティア人材の発掘と育成

現状と課題

本市では、市社協によりボランティア活動への参加の呼びかけや講習会等を行うとともに、施設や団体などでの受入体制の整備を促進しています。

また、市社協ボランティアセンターは、より実践的な機関として、市民の福祉ボランティア活動を望む人と、その力を必要とする市民や団体とのコーディネート（連絡調整や基盤整備）業務を中心に、各種講座や情報発信を通じ、ボランティアの人材発掘、育成を行っています。

また、ボランティア連絡協議会の運営や同主催のボランティアフェスタ開催の後援等の組織支援も行っています。

活動団体からは、人材不足や活動資金難を挙げる意見が多く、特に若手人材の後継者探しは、全ての団体に共通する課題であると言え、求める人材が重複することで、より人材不足に拍車がかかっていることが考えられます。

施策の基本的な方向性

地域福祉活動やボランティア活動、各種講座に関する情報提供を積極的に行い、参加のきっかけをつくります。

退職期を迎えた団塊の世代や主婦等をはじめとする、地域の中にいる専門的な能力や技術を持った人材が、気軽に地域活動や福祉活動に参加・参画できるよう推進することで、新たな担い手の育成を進めます。

さらに地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域でのさまざまな活動への参加体験を通しての福祉の意識付けを進めます。

◆ 市民・地域による取り組み

〔 市 民 〕の取り組み

- ・地域行事や環境美化活動等にボランティアとして積極的に参加します。
- ・ボランティアについて家族で話す機会をつくります。

〔 地 域 〕の取り組み

- ・ボランティアに関心が持てるような学習会や活動の場をつくります。

◆ 匝瑳市・匝瑳市社会福祉協議会の取り組み

行政（市）の取り組み

施策内容	担当課
市社協等の関係機関と連携し、地域福祉を推進する人材の育成に努めます。	福祉課 高齢者支援課
元気な高齢者をはじめ、地域福祉活動に参加する意欲のある人を募り、要支援者とのコーディネート機能の構築を図ります。	福祉課 高齢者支援課

市社会福祉協議会の取り組み

活動内容	計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31
地域福祉活動に参加意欲のある団体や個人に対して、市内 11 地区で展開している地区社協活動や団体の地域の実情を反映した取り組み例を示しながら、社会参加や生きがいがいづくりの支援をしていきます。	継	➡	評	➡	
市民みんなで助け合う意識を高めるとともに、その思いを実際の活動につなげるため、ボランティア講座等を開催します。 また、ボランティア講座等の開催の中から潜在する人材の発掘を行い、地域における人材の育成と活用を促進します。	継	➡	評	➡	

新 = 新規、継 = 継続、廃 = 廃止、検 = 検討、評 = 評価

第3節 地域に根差した福祉活動の推進

(1) 地域福祉活動の展開

現状と課題

本市では、これまでさまざまな地域の社会資源などを活用し、高齢者の見守り活動をはじめとする地域福祉の推進に努めてきました。

しかし、意識調査で示されたように、近所づきあいやボランティアへの関心などが今後の需要に対して低い傾向にあり、より多くの市民・地域の理解、協力のもとで、地域福祉のより一層の推進が必要とされています。

また、福祉そのものへの取り組み方や、意識の持ち方、さらには市社協への理解度等、今後も、本計画の普及啓発をより積極的に行い、市民・地域の活動参加を促していくことが重要となります。

さらに地域においては、担い手の高齢化が一番の課題となっています。次世代を担う人材育成のためには、若い世代の参加協力者を増やすことが必要であり、そのためには、それぞれの行事の意義や必要性を再確認し、幅広い世代の住民にわかりやすく伝える工夫が必要となります。

施策の基本的な方向性

市と市民、地域団体、事業者、企業、商店等地域との協働により地域福祉活動を進めるため、連携の強化を図り、本計画やそれに基づくさまざまな事業・活動について、普及啓発を進めます。

また、市民ふれあいセンターや公民館、市社協の既存施設や空き施設など、さまざまな社会資源の有効活用を図りながら、担い手が気軽に集える場を増やすとともに、住民にとって身近な地域で気軽におしゃべりや世代間交流などの活動ができるよう、地域の施設の有効な活用を促進します。

◆ 市民・地域による取り組み

〔 市 民 〕の取り組み

- ・地域行事に関心を持ち、積極的に参加します。
- ・地域活動への理解を進め、地域での活動に積極的に参加します。

〔 地 域 〕の取り組み

- ・地域行事の開催時は、地域の誰もが参加しやすいよう、高齢者や障がい者、子ども等に配慮・工夫をします。
- ・地域行事の意義や必要性を改めて話し合い、市民にわかりやすく伝える工夫をします。
- ・市民の参加を促すため、交流の内容を工夫します。

◆ 匠瑛市・匠瑛市社会福祉協議会の取り組み

行政（市）の取り組み

施策内容	担当課
地域のまちづくりの担い手となる人材の育成や地域主体の活動の進展に向けた情報提供に努めるなど、地域コミュニティ活動を積極的に支援し、コミュニティ活動の活性化を図ります。	企画課 環境生活課
区会の運営・活動を支援し、地域における福祉推進を促進します。	福祉課 環境生活課

市社会福祉協議会の取り組み

活動内容	計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31
誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、市や関係機関と連携を図りながら、福祉サービスの充実やニーズに対応したサービス提供の促進に取り組んでいきます。	継	⇒	評	⇒	
核家族化や高齢化が進行している状況のなかで、住民相互の助け合い活動を展開する地区社協へ各地区の状況に即した支援を行います。	継	⇒	評	⇒	

新 = 新規、継 = 継続、廃 = 廃止、検 = 検討、評 = 評価

(2) 地域福祉活動の支援と地域人材の確保

現状と課題

地域において、世代間交流を通じた活動が盛んに行われるなど、地域活動への関心は高まっている一方、近所づきあいの希薄化等、地域間交流が少なくコミュニケーションの取り方がうまくいっていないという声も上がっており、人と人とのつながりが持てる新しいコミュニケーションづくりが必要となっています。

地域からは、福祉活動のリーダーのなり手の不足や、民生委員児童委員・区会役員などの高齢化により新しい担い手の不足などが問題としてあげられており、人材・後継者の育成や地域福祉活動への参加促進は引き続き課題となっています。

今後、より多くの市民に参加してもらえるように、市民の活動意向を把握するとともに、地区社協役員や地域活動の担い手などの人材育成に取り組んでいく必要があります。

施策の基本的な方向性

地域でのつながりを強めるため、住民が広く参加できるイベントや行事の開催など交流機会の促進を図ります。

また、退職期を迎えた団塊の世代や主婦等をはじめとする、地域の中にある専門的な能力や技術を持った人材が、気軽に地域活動や福祉活動に参加・参画できるよう推進するとともに、社会福祉推進委員などの人材育成を図ります。

◆ 市民・地域による取り組み

〔 市 民 〕の取り組み

- ・サロン活動で開催される行事やイベントに積極的に参加します。

〔 地 域 〕の取り組み

- ・高齢者や障がい者等、支援を必要とする人たちを含めた地域行事の開催と居場所づくりを推進します。
- ・チラシや回覧板、声かけ等で、サロン活動について周知を図り、積極的な参加・協力を呼びかけます。
- ・男性も参加しやすいような、参加の呼びかけや活動内容を取り入れるなど、サロン運営について工夫します。

◆ 匝瑳市・匝瑳市社会福祉協議会の取り組み

行政（市）の取り組み

施策内容	担当課
地域コミュニティ活動が円滑に行われるように市民憲章の趣旨に基づく事業の推進、地域住民の自主性を尊重した組織の支援等を通し、地域との連携強化を図ります。	福祉課
つどいの広場等において、子育て世帯の交流の活性化や、子育て支援情報の積極的な発信に努めます。	福祉課
シニアクラブの育成や活動支援の強化、生涯学習活動参加の促進により、高齢者自身の生きがいづくりともなる社会活動への積極的な参加を促すとともに、高齢者の知識や経験を生かしたボランティア活動や地域コミュニティの強化を図るための多世代交流等への積極的な参加を促進するため、環境の整備や情報の発信を実施します。	福祉課 高齢者支援課 生涯学習課
障がい者が主体的に活動するスポーツ、レクリエーション活動の支援を行うことにより、地域における交流機会の拡充を図るとともに、ボランティア活動への機会を提供することにより障がい者の地域での自立生活及び社会参加を促します。	福祉課

市社会福祉協議会の取り組み

活動内容	計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31
高齢者や障がい者などの交流や仲間づくり、レクリエーション、情報交換等を通じて、孤独感や不安感の解消、介護予防の促進等を行うことを目的とするサロン事業への支援を行います。	継	⇒	評	⇒	
サロンにおいて、子どもから高齢者までが交流する多世代交流拠点として、さまざまな事業を行います。	継	⇒	評	⇒	
地域で福祉活動を行う人材として社会福祉推進委員を養成し、地区社協に配置して地域福祉の推進を図ります。	継	⇒	評	⇒	

新 = 新規、継 = 継続、廃 = 廃止、検 = 検討、評 = 評価

第3章 誰もが安心して暮らせるまち

第1節 安全・安心な地域づくり

地域の防犯・防災活動の展開

現状と課題

本市では、地域において、子どもの見守り活動や自主防災組織の結成などの防犯・防災活動が展開されていますが、安全・安心に暮らせる地域づくりのためには、引き続き、実施団体の拡充や市内全域への展開に向けた啓発など、共助の活動をさらに広げていくことが必要となります。

また、本市では日頃からの見守りにおいて、支援を要する高齢者・障がい者等に対して、見守り支援を行うための要援護者の名簿を作成し、市社協及び地区社協でも台帳及びマップを管理することで、各地区の実情に応じて日ごろからの見守りをし、災害時の支援体制の確立に向けた活動にも活用しています。

今後は、要援護者の登録者数の増大が予想されるとともに支援者側の負担が増大することが懸念されるため、地域における支援団体の拡充及び支援体制のさらなる構築が求められます。

施策の基本的な方向性

地域の中で安心して生活できるよう、地域のつながりを強め、子どもの安全対策など犯罪に強い地域をつくります。また、地域で展開されている防犯活動の充実を図ります。

地域防災力の向上のため、自主防災組織の結成促進及び活動支援の充実を図るとともに、防災リーダーの養成を行い、自助・共助の防災活動に対する支援を行います。また、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を支援するために、地域の協力を得ながら、要援護者への避難情報の提供、避難誘導、安否確認、避難状況の把握に努め、支援体制の充実・強化を図ります。

◆ 市民・地域による取り組み

〔 市 民 〕の取り組み

- ・「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、災害に備えます。
- ・各家庭において、家族の避難場所の確認を行います。
- ・自主防災組織で行う防災訓練に参加します。
- ・災害が発生し、災害ボランティアセンターが設置されたら、災害時のボランティア活動への直接的または間接的な支援ができるように努めます。

〔 地 域 〕の取り組み

- ・「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、災害に備えます。
- ・行政区（自主防災組織）内で災害時要援護者の所在を把握し、災害時に安否確認し、適切な援助を迅速に行うための防災訓練の実施を定期的に行います。

◆ 匠瑛市・匠瑛市社会福祉協議会の取り組み

行政（市）の取り組み

施策内容	担当課
市民協働による地域防災を推進し、自助・共助・公助の連携により、災害に強いまちづくりをめざし、地域防災計画に基づいた各種防災対策（災害情報伝達体制の整備、各種団体等との連携、さらには地域防災活動拠点施設の防災機能の充実等）の強化を図ります。	総務課
民生委員児童委員等の関係団体と連携し、地域内の要援護者の把握及び災害時避難支援の出来る体制づくりを図ります。	福祉課 高齢者支援課 総務課
警察・消防等と連携を図りつつ、市民が自主的に行う防災・防犯パトロール活動を支援し、市民の防災・防犯意識の高揚を図ります。	総務課 環境生活課
市民の交通事故防止のために、交通マナーの向上や法令遵守等の交通安全指導をあらゆる機会を通して推進し、交通安全、生活安全などの指導を推進します。	環境生活課
災害発生後、必要があるときは速やかに市社協に対し、匠瑛市災害ボランティアセンターを設置するよう要請するとともに、その運営を支援します。	総務課

市社会福祉協議会の取り組み

活動内容	計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31
災害発生時に、災害支援活動に重要な役割を果たす災害支援団体・行政・関係機関等と連携を図りながら、災害ボランティアセンターを設置・運営します。	継	⇒	評	⇒	
ひとり暮らしの高齢者や身体の不自由な要援護者を、緊急時・災害時の安否確認と救援が迅速にできるよう、地域の仕組みづくりを進めます。	継	⇒	評	⇒	
災害発生時には、市民の自主的な活動が大きな力となることから、防災知識の普及、防災意識の啓発に努めるとともに、災害ボランティアの育成並びに、災害時に円滑に対応できる体制整備を図ります。	継	⇒	評	⇒	

新 = 新規、継 = 継続、廃 = 廃止、検 = 検討、評 = 評価

第2節 自立に向けた生活支援

(1) 地域におけるセーフティネットの構築

現状と課題

地域の福祉課題に対する住民相互の自主的な支え合いや助け合いの必要性を感じている人は多いものの、その一方で、地域活動の参加経験のある人はまだまだ少なく、地域を巻き込んだ活動を充実させていくことが必要です。

また、地域からはひとり暮らしの高齢者を始めとする見守りが必要な人がいることと、見守りの困難さに対する声があがっており、高齢者や子育て世帯などへの地域のきめ細かい見守り・援助体制の一層の充実が求められます。

地域や団体がそれぞれに見守り活動を実施していますが、見守りの重複や見落とし等が懸念され、また、地域によって見守り活動の取り組みにばらつきがあるため、その活動に携わる人や団体の連携や情報交換の場が必要とされています。そのため、今後は地域の見守り活動を支援する事業所を増やすことや専門機関の連携による横断的な対応が必要とされています。

さらに、近年の社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しています。国の生活困窮者自立支援法の制定を受け、経済的な面の支援だけでなく、就職への意欲喚起や、就労に向けた訓練の場となる中間就労の場の提供など、自立を図るための総合的な支援の充実が求められます。

施策の基本的な方向性

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援や介護を必要とする高齢者、障がいのある人、子育て世帯などが地域の中で孤立することのないよう、日常の見守りや声かけなどの体制の充実を図ります。

徘徊高齢者の安全確保や虐待防止とその対応、DVなどの暴力被害者の避難、複雑な要因による困難事例への対応など、区会、関係機関や団体等などの地域活動による支援と公的なサービスとが連携し、速やかに対応できるよう体制の充実を図ります。

また、経済的な面などで生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への支援や、生活困窮世帯の子どもへの学習支援など、地域や関係課、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。

◆ 市民・地域による取り組み

〔 市 民 〕の取り組み

- ・見守り活動を理解し、普段の生活のなかで目配り、気配り、心配りをする関係を心がけます。

〔 地 域 〕の取り組み

- ・住民同士のコミュニケーションを図ることに努め、地域の高齢者等が孤立することを未然に防止します。
- ・自分たちの地域環境に適した、独自の見守りのネットワークを地域ごとに考えていく必要があります。地区からさらに身近な区会、隣近所の見守り、支え合いの仕組みをつくりまします。

◆ 匠瑳市・匠瑳市社会福祉協議会の取り組み

行政（市）の取り組み

施策内容	担当課
事業者や関係団体・機関及び全庁的な連携体制を構築し、要支援対象者の早期発見を図ります。	福祉課 高齢者支援課
要保護児童の早期発見やその適切な保護、又は要保護児童等への適切な支援を図るため、実務者会議、個別ケース検討会議等の開催や児童虐待防止キャンペーン等の広報・啓発活動等を行います。	福祉課
生活困窮者に対して、就職への意欲喚起や、就労に向けた訓練の場となる中間就労の場の提供など、自立を図るための総合的な支援の充実に努めます。	福祉課 産業振興課

市社会福祉協議会の取り組み

活動内容	計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31
地域住民、地域活動団体、民生委員児童委員、関係機関等との連携を図り、サービス利用に結びついていない要支援者の把握に努めます。	継	➡	評	➡	
地区社協のふれあいサロンや配食サービス事業等、各地区の状況に即した地区社協活動を支援し、日頃からの見守り活動(安否確認等)を推進します。	継	➡	評	➡	

新 = 新規、継 = 継続、廃 = 廃止、検 = 検討、評 = 評価

(2) 権利擁護事業

現状と課題

本市では、各分野において権利擁護の取り組みを図っており、市社協においても、日常生活自立支援事業を行っています。

しかし、児童や高齢者への虐待、配偶者・パートナーからの暴力などの人権問題も生じています。最近では、インターネットを利用した高度情報化、国際化などに伴う新たな人権問題も発生しています。

加えて、啓発の場である講演会・研修会等の参加者についても、固定化傾向（毎回同じ人が参加）がみられるため、一人でも多くの人に参加してもらうための方策が必要となります。

人権侵害の早期発見・防止体制の確立のため、さまざまな人権侵害に対する啓発などに取り組んでいますが、人権教育の浸透のためには、さらに教職員などに対する研修や啓発が大切になるとともに、虐待をはじめ、いじめの早期発見など、地域内での未然防止と、市民の通報義務などの意識の醸成を図る必要があります。

また、認知症高齢者の見守り活動をより求められていくなかで、認知症の人に対する関わり方がわからないで困っている人に対して、認知症に対する理解を深めるとともに、認知症サポーターの養成や一般知識としての対応の仕方を市民に周知し、地域全体での見守りネットワークの構築が求められます。

さらに、福祉サービスを必要とする高齢者や障がいのある人の中には、判断能力が十分でない人もおり、引き続き成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図っていくことが必要となります。

施策の基本的な方向性

市民の人権意識を高め、子どもや高齢者、障がい者に対するあらゆる権利侵害、身体的虐待やネグレクト、配偶者への暴力などを防ぎ、早期に発見できるよう、人権教育の浸透に努めます。

また、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などの権利が守られ、必要な援助を受けることができるよう、サービス利用者の権利擁護について周知を図り、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用促進を行うとともに、判断能力が十分でない高齢者や障がい者の権利を擁護するために、制度の構築と合わせて、市民後見人の育成・活用を図ります。

権利擁護を進めるなかで、地域包括ケアの理念のもとで、地域の中で対象者の権利を守っていく仕組みの構築に取り組めます。

◆ 市民・地域による取り組み

〔 市 民 〕の取り組み

- 人権問題解決のために講演会、研修会等へ参加し、自己啓発に努めます。
- 虐待の可能性を発見したら、関係機関へ知らせる等、早期の支援につながるよう協力します。
- 事業・制度を理解し、日頃から地域の一員としてコミュニケーションを図ります。

〔 地 域 〕の取り組み

- 地域での要支援者の見守りに努め、日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用が必要な人がいる場合、地域包括支援センター、市社協へ情報を提供します。
- 要支援者を見守る体制の構築に参画します。

◆ 匝瑳市・匝瑳市社会福祉協議会の取り組み

行政（市）の取り組み

施策内容	担当課
相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施、関係機関や民生委員児童委員、他制度による支援、区会やボランティア等によるインフォーマルな支援等とともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを図ります。	福祉課
生活困窮者支援に当たっては、既存の社会資源の把握や活用にとどまらない、新たな社会資源の創出や住民の理解の促進、必要な地域支援ネットワークの構築等、地域の実情に応じ、特徴を生かした支援体制づくりを図ります。	福祉課
成年後見制度の周知・啓発を図り、対象者の権利擁護を図ります。	福祉課 高齢者支援課
事業者に対し、苦情相談窓口や解決手法の透明化を促し、福祉サービス利用者の苦情解決環境の整備を図ります。	福祉課
地域において権利侵害等の恐れがある利用者及び対象者を把握し、関係機関への通報ができる体制を構築するため、関係機関・団体との連携を図ります。	福祉課 高齢者支援課
権利擁護センターの立ち上げを支援します。	福祉課 高齢者支援課

市社会福祉協議会の取り組み

活動内容	計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31
判断能力が不十分な人を支援する日常生活自立支援事業の利用方法について、地域住民や、民生委員児童委員、福祉事業者等への周知を図るとともに、利用促進に取り組みます。	継	⇒	評	⇒	
日常生活自立支援事業を通じて、判断能力が不十分な人が適切なサービスを受けながら地域で安心して生活できるよう支援を行います。	継	⇒	評	⇒	
地域において権利侵害等の恐れがある利用者及び対象者を把握し、関係機関への通報ができる体制を構築するため、関係機関・団体との連携を図ります。	継	⇒	評	⇒	
権利擁護センターを立ち上げ、権利擁護に視点を置いた総合的な相談支援体制を構築します。	新	⇒	評	⇒	

新 = 新規、継 = 継続、廃 = 廃止、検 = 検討、評 = 評価

第4章 誰にとっても暮らしやすいまち

福祉基盤の環境整備

施設の整備及び移動交通の支援・買物支援

現状と課題

本市では、公共公益施設や公共交通機関などの改修やバリアフリー化を進めていますが、地域からは、通学路の歩道整備を始め、安心して暮らしやすい環境づくりに対する意見が挙がっており、より多くの方が安全で快適に生活できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による整備の推進や、暮らしやすい住環境を整備していくことが必要となります。

さらに、高齢者や障がい者が、買物、医療機関への通院も含め必要な外出ができるよう、移動手段の確保や移動支援の充実と併せ、買物弱者等への支援等も含めた、環境づくりが求められています。

また、地域から、地域活動の横のつながりや情報共有が十分できていないという声が挙がっており、地域における福祉活動の基盤の整備が必要とされています。地域での活動の機会や拠点となる場の提供に努めていますが、地域ごとの活動にも格差があります。

今後は空き家や空き店舗等を有効活用するなど、地域の実情を考慮しながら、活動場所の整備を行っていくことが必要となります。

施策の基本的な方向性

誰にとっても暮らしやすいまちとなるよう、公共公益施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

また、地域での安全確保に関わる活動を推進し、だれもが自らの意思で自由に行動し、積極的に社会活動に参加できるよう、交通環境に配慮したまちづくりを推進します。

◆ 市民・地域による取り組み

〔 市 民 〕の取り組み

- ・高齢者や障がい者など、移動に困難を抱える人を手助けします。
- ・放置自転車や路上へのはみ出しなど、交通障害の恐れがある行為は控えます。

〔 地 域 〕の取り組み

- ・身近な場所で歩きづらいところ、危険に感じるところを点検・共有し、安全確保に努めます。
- ・地域での交通安全活動に取り組みます。

◆ 匠瑛市・匠瑛市社会福祉協議会の取り組み

行政（市）の取り組み

施策内容	担当課
公共空間を中心に、バリアフリー環境の整備に向けた各種施策の促進を図ります。	各課
ソフト面においては、広報事業等を通じた「思いやり」や「支え合い」の心を持った市民意識の醸成を図り、「心のバリアフリー」を促進します。	福祉課
高齢者や障がい者といった移動が困難な状態にある方々に対して、本人や介助者、家族の負担軽減を図る体制の整備に努めます。	福祉課 高齢者支援課

市社会福祉協議会の取り組み

活動内容	計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31
福祉教育などを通じて、市民みんなの福祉に対する意識を高め、地域福祉活動を行う地域の人材を育成し誰もが社会生活に参加できるよう努めます。	継	➡	評	➡➡	
手助けを必要とされる方に、ボランティア情報や福祉サービスの情報を提供します。 既存の福祉資源を掘り起こし、手助けを必要とされる方が有効に活用していただけるよう取り組みます。	継	➡	評	➡➡	
宅配電話帳の更新・配布を継続するとともに、地域の実情に合った買物支援の在り方を検討します。	継	➡	評	➡➡	

新 = 新規、継 = 継続、廃 = 廃止、検 = 検討、評 = 評価

第 5 章 地域に根差した活動のできるまち

匝瑳市社会福祉協議会の運営支援

社会福祉協議会の運営支援

現状と課題

本市では、地域に根差した福祉の推進を担う団体として、市社協がその活動に取り組んでいます。

市内 11 地区に設置された地区社協は、各地域において、地域の連携・協働で事業を実施しており、地域福祉の推進において重要な役割を担っており、市民の身近な地域福祉の拠点として、日頃から高齢者・障がい者等の見守りや声かけをはじめ、サロン活動支援、子育て支援、災害等緊急時における要援護者への支援活動など、地域福祉活動推進のためさまざまな関係機関・団体と連携し問題解決に向けた取り組みを実施しています。

本市としても、地域福祉の推進を図っていくため、市社協と連携し、行政のみでは対応や把握が難しい地域課題への取り組みを進めています。

市社協では、自主財源による運営が行われており、増加する福祉ニーズへの対応に運営面での課題を抱えていることから、市社協への運営面での支援や、行政福祉部門での連携など、市と市社協が本計画を基に施策・事業の整合を図っていく必要があります。

施策の基本的な方向性

市と市社協の連携を強化し、包括的なネットワーク体制の充実を図り、地区社協活動が十分に行うことができるように、区会や各団体等との協力関係の構築や社協活動の周知啓発に取り組めます。

また、地域団体・組織、それぞれの役割を再確認し、地区社協を中核とする地域福祉推進体制の整備に努めるとともに、地域福祉活動の中核としてさらに機能していくため、関係団体や福祉施設等の地区社協への加入促進と連携の強化に努めます。

地区社協の活動については、どの地区においても基本活動を行っていますが、地域における福祉課題は複雑化・多様化し、活動を単に実施するだけでは、根本的な問題の解決にはなりません。

そのため、まずは、自身の地区の福祉課題を的確に把握し、地区社協に求められている役割を分析し、関係機関やボランティア等と連携し問題解決に向けた新たな取り組み、仕組みづくりについて協議を行い、より地域特性に応じた組織強化を図ることが必要となってくることから、市社協では本計画期間において、地区社協の役割を見直し、「地域の福祉力」の育成・向上をめざし、将来の地域福祉を担う、より主体的な組織づくりに取り組めます。

◆ 市民・地域による取り組み

〔 市 民 〕の取り組み

- ・市社協を認知し、地域の地区社協活動へ積極的に参加します。
- ・地域の一員としてコミュニケーションを図り、地区社協事業への理解や協力を努めます。

〔 地 域 〕の取り組み

- ・地区社協への参画を通し、地域での福祉活動により一層取り組んでいきます。
- ・市社協および地区社協活動を周知し、市民参加を促します。
- ・地区でのまちづくりを基本に、地域福祉を推進していきます。
- ・住民同士のコミュニケーションを図り、地域の福祉課題の把握に努めます。
- ・一部の役員だけで抱え込まないようにボランティアや福祉関係団体と連携して、見守り、支え合いの仕組みをつくります。

◆ 匝瑳市・匝瑳市社会福祉協議会の取り組み

行政（市）の取り組み

施策内容	担当課
市社協との連携を強化し、ネットワーク体制の充実を図ります。	福祉課
地区社協活動が十分にを行うことができるように、市社協との連携を強化します。	福祉課

市社会福祉協議会の取り組み

活動内容	計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31
地域の状況に応じた計画的な取り組みを定め、活動を展開します。	継	➡	評	➡➡➡	
地域団体・組織、それぞれの役割を再確認し、地区社協を中核とする地域福祉推進体制の整備に努めます。	継	➡	評	➡➡➡	
地区社協が、地域福祉活動の中核としてさらに機能していくため、人材の育成や活動の支援に努めます。	継	➡	評	➡➡➡	

新 = 新規、継 = 継続、廃 = 廃止、検 = 検討、評 = 評価

第6章 計画の推進

第1節 市民協働による計画の推進

本計画の推進に当たっては、市民をはじめとし、地域を構成するさまざまな主体と市・市社協が連携していくことが必要です。

本計画は、市民が住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域づくりを行うため、地域住民をはじめ、地域、福祉団体・事業者、市社協、市がそれぞれの役割分担のもとに、本計画を推進します。

■ 市民の役割（市民：個人、家族）

市民は、地域の課題に関心を持ち、地域をはじめ、市や市社協の活動・行事等に参加するとともに、意見や要望を発信し、福祉活動に積極的に参画します。

また、地域福祉社会の一員として、協力する、理解する気持ちを持って、互いを認め、思いやり、人とのつながりを持ち続けます。

■ 地域の役割（地域：区会等、隣近所）

地域は、個人や家庭を見守り、個々の市民だけでは解決することが難しい問題を発見・解決し、住みやすい地域社会をつくるため、調整役として、市が把握しにくい福祉ニーズを集約、または市の対応できない部分を補うことで、地域の福祉環境を整備します。

また、近年の社会的孤立、家庭内での虐待等の深刻な問題や、子どもの見守り、一人暮らし高齢者や障がい者が抱える課題に対しても、最も身近な拠り所となれるよう活動します。

■ 福祉団体・福祉事業者の役割

福祉団体は、地域との積極的な交流に努め、広く市民の参加を得られるよう活動に取り組み、地域住民や地域が実践する地域福祉の推進を支えます。

また、福祉事業者は、利用者一人ひとりにあった専門サービスを提供するとともに、施設入所者も地域で暮らす市民であることから、入所者が主体者の一人として地域と交流、活動へ参画できるよう図ります。

■ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、平成 12 年に社会福祉法が改正されたことで、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置付けられています。本市においても、地域福祉推進の中心的な団体と位置付けます。

社会福祉協議会は、行政が法制度に基づいてサービスを提供するのに対し、福祉の手助けが必要でありながら「制度と制度の隙間」や「小さなニーズ」であるがゆえに行政からのサービス提供が難しいニーズに対し、サービスを実施、創出します。

また、行政と社会福祉協議会は福祉の両輪として、行政は社会福祉協議会が実施している活動を積極的に支援し、社会福祉協議会は地域のリーダー役としても地域住民と関係団体との連携を深めながら活動を推進します。

■ 市の役割

市は、市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実現するために、本市の現状を踏まえた行政計画を策定し、施策の効果、負担のあり方についても検討し、公平・平等の原則に基づき必要なサービスを計画的に提供します。

また、市民協働で地域福祉に取り組むため、これまで本市に築かれた豊かな福祉資源である市民、地域、福祉団体・事業者、社会福祉協議会と調整・連携しながら、地域福祉推進の調整役として円滑な活動をサポートします。

第2節 計画の進行管理

(1) 計画内容の周知・広報

地域福祉の推進には、地域に関わる全ての人が連携・協働しながら地域福祉を育成することが大切であり、それには一人でも多くの市民に本計画の基本理念や基本目標とその役割を知っていただき、地域福祉に対する理解を広げていかなければなりません。

このため、本計画の内容を市広報紙・ホームページ等を活用して紹介するとともに、本計画を市社協、福祉事業者、福祉団体、地域等に配布し、積極的な周知を図ります。

(2) 計画全体の進行管理

本計画は、策定された後も、計画が市民及び関係組織等に十分周知されているか、計画に従って施策が確実に遂行されているか、施策は十分な効果を上げているかなどの観点からチェックし、適宜見直していくことが必要です。

また、計画の進捗状況や評価・検証した結果については、市や市社協の広報紙、ホームページなどへ掲載します。

■ 庁内関係各課による進捗管理および評価

庁内においては、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て施策・教育施策・防災等の関連計画を所管する関係各課において進捗管理および評価を実施します。その評価報告、課題等のとりまとめを行い、進捗管理とします。

■ 市社協における地域福祉推進体制の構築

市社協において、本章第3節のとおり、地区社協を中心とする地域福祉推進体制の構築を図ります。

第3節 推進体制の確保

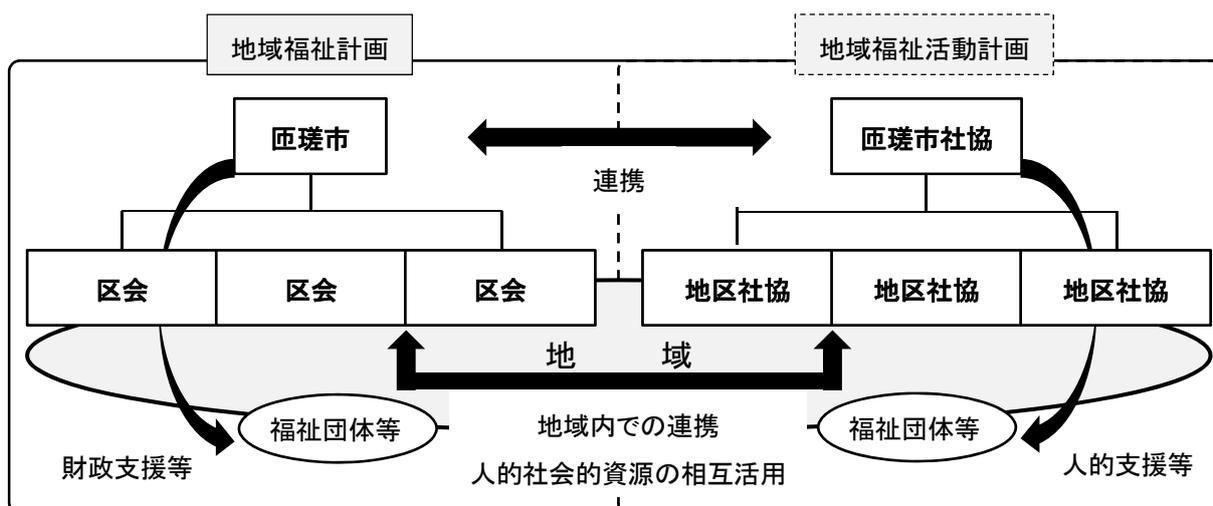
(1) 行政と市社協との連携の強化

地域福祉の行動計画である地域福祉活動計画との整合を図ることが求められており、策定主体である市社協との連携を図ることは、「福祉の両輪」を機能させるためにも、重要な取り組みとなります。

本計画では、地域における実践的な福祉を担っている市社協と行政との連携を強化し、地区ごとに構成される地区社協を核とした地域福祉の推進体制の構築をめざすとともに、将来的な地域の福祉力の育成・向上を図ります。

また、本計画を本市における地域福祉の指針として、それに基づいた事業や活動が円滑に行われるよう、推進体制づくりや活動条件の整備等、それぞれの役割に応じた連携を図ります。

図表-35 行政と市社協の連携イメージ



■ 地区社協単位による地域福祉の推進体制の構築

また、本市の総合計画では、「1-6-3 地域福祉活動の活性化」の中で、本計画に係る記載として、本計画の策定及び推進体制については、以下のように記載しています。

地域福祉活動を担う団体などが相互に連携しながら、地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを推進する仕組みの構築を図ります

したがって、本計画の推進に当たっては、地域における実践的な福祉を担っている市社協と連携し、市内 11 地区に設置された地区社協を核とした地域福祉の推進体制の構築をめざすとともに、将来的な地域の福祉力の育成・向上を図ります。

(2) 地域における推進体制の構築

本計画においては、将来の本市の地域福祉を見据え、中期的な主体形成に取り組みます。

取り組みに当たっては、市社協との連携を通し、市内 11 地区に振り分けられた地区社協を活用し、地域における推進体制の構築を進めます。

本計画の推進の中では、計画期間を通して、市社協とともに、地区社協の機能、役割を検討し、将来に向けて、地区社協を中心とした地域の主体性に基づいた「地域の福祉力」の向上をめざします。

地域における実践的な福祉を担っている市社協と連携して、全 11 地区社協を中心にワークショップ形式の地区福祉座談会を開催し、これにより、地域福祉の推進体制の構築をめざし、将来的に地域の力を高めて地域福祉の向上を図ります。

下図の様に平成 27 年度から全 11 地区の地区社協を中心に年次的に座談会を開催していき、全 11 地区の座談会を終了したあとは、地区組織の活動状況を把握していき、その経過を次期計画（平成 32 年度から）へ活かします。

図表-36 地区福祉座談会のスケジュール

実施区分	実施内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 回目 (全地区)	体制づくり・初期活動 内容の検討		→				次 期 計 画 の 実 施
2 回目 (全地区)	1 回目の自己評価・ 課題の抽出				→		
3 回目 (全地区)	次期計画への検討・ 基礎資料づくり					→	
市・社協	地区活動の把握 (市・社協の支援)		→				
	次期策定の準備					→	

〔地域福祉座談会〕

本市では、計画の策定に当たり、平成 25 年度に市社協と連携し、地区社協を対象（自由参加）に、地域福祉座談会を開催しました。

座談会はワークショップ形式で進行し、地域の将来像、地域の課題点、課題に対しての自助・共助・公助の役割や地区社協で取り組むことのできる内容等について意見集約を行いました。

この座談会での成果は、重点施策の企画・検討段階において活用し、今後は導き出された役割を、本計画における進捗評価作業に取り込んでいくことができるよう、地域の在り方に応じた組織を育成します。

資料

- 1. 匝瑳市地域福祉計画協議会 関係資料
- 2. 用語解説

1. 匝瑳市地域福祉計画協議会 関係資料

(1) 協議会規則

○匝瑳市地域福祉計画協議会規則

平成 25 年 8 月 27 日

匝瑳市規則第 34 号

(設置)

第 1 条 市は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき地域福祉計画（以下「計画」という。）に市民その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、匝瑳市地域福祉計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織等)

第 3 条 協議会は、会長、副会長及び委員 20 人以内をもって組織する。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 保健及び福祉に関係のある団体関係者

(3) 福祉事業所関係者

(4) 市民

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 協議会委員名簿

区分	氏名	所属・職名	備考
学識経験者	坪井 真	作新学院大学女子短期大学部 教授 (社会福祉士)	副会長
	橋場 永尚	医師会会長	会長
	江波戸 久元		会長 平成 26 年 6 月委嘱
	平山 孝雄	匝瑳市校長会長	
	關 和夫		平成 26 年 4 月委嘱
福祉及び保健団体 関係者	依知川 智	吉田地区社協会長	
	伊藤 稔	匝瑳市民生委員児童委員協議会長	
	安藤 建子	匝瑳市保健推進員会長	
	日色 昭浩	匝瑳市障害者自立支援協議会長	
	伊知地 宮子	匝瑳市ボランティア連絡協議会長	
	吉野 智	中核地域生活支援センター海匝ネットワーク所長	
福祉事業 所関係者	守 一 浩	特別養護老人ホーム太陽の家施設長	
	熱田 寛明	東保育園長(法人保育所代表)	
	鵜之沢 勅子	障害者支援施設聖マーガレットホーム園長	
市民	鶴野 航三	匝瑳市商工会長	
	佐藤 正剛	匝瑳市区長会長	
	小川 雅章		平成 26 年 6 月委嘱
	鈴木 利雄	匝瑳市シニアクラブ連合会	
	大海原 祥榮		平成 26 年 4 月委嘱
	宮岡 文俊	匝瑳市PTA連絡協議会長	
石郷岡 利幸	平成 26 年 6 月委嘱		

(3) 議事経過

日程	議事
平成 25 年 11 月 6 日(水) 14:00～ 於：匝瑳市民ふれあいセンター 第三会議室	〔第 1 回 議題〕 ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画についての概要説明 ・アンケート調査の内容について ・その他
平成 26 年 4 月 30 日(水) 15:00～ 於：匝瑳市民ふれあいセンター 第三会議室	〔第 2 回 議題〕 ・市民意識調査結果概要について ・地域福祉座談会結果概要について ・関係機関・団体調査結果について ・計画の方向性について ・その他
平成 26 年 9 月 18 日(木) 14:00～ 於：匝瑳市民ふれあいセンター 第一会議室	〔第 3 回 議題〕 ・匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画(案)について ・その他

2. 用語解説

あ 行

・インフォーマル

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことをいう。具体的には、家族、近隣、友人、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などが挙げられる。

・NPO

Non-profit organization の略。民間非営利組織のこと。ボランティア団体、福祉公社、協同組合などの営利を目的としない団体をいう。平成 10 年に施行された「特定非営利活動促進法」により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。

か 行

・外国人登録原表

外国人登録で得た情報を記載した原簿。市区町村が保管・管理していたが、平成 24 年外国人登録法の廃止とともに廃止された。

・学習会

ここでの学習会は、地域が知識・経験の向上または習得のために、自主的に開催する集まりをいう。

・家庭相談員

心身の障がいや不登校、学校での人間関係、家族関係、発達、言葉の遅れ、非行の問題等を抱える児童や当該児童の保護者の相談に対し、必要な指導を行う者。本市では家庭児童相談室に配置している。

・権利擁護

広義には、高齢者や障がい者をはじめ、子どもや女性などを含めた社会的弱者の人権・生命・財産などを侵害されることがないように擁護する取り組み全般をいう。社会福祉協議会では、「日常生活自立支援事業」として、福祉サービスを利用する際の手続きの援助や、日常的金銭管理などを行う事業を行っている。

・後期高齢者

65 歳以上高齢者のうち、75 歳以上を後期高齢者という。

・高齢化率

総人口に占める高齢者（65 歳以上）人口の割合。国連では、この割合が 7.0%を超えると高齢化社会、14.0%を超えると高齢社会、21.0%を越えると超高齢社会と定義している。

- **国勢調査**

我が国の人口及び世帯の実態を把握し、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的としており、都道府県議会や市区町村議会の議員の定数の決定、地方交付税交付金の配分等に利用されている。もっとも基礎的な統計情報の一つ。

さ 行

- **災害ボランティアセンター**

被災時に臨時に設置されるボランティアセンター。被災地での活動を通して得られる被災者ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政の仲介・調整、外部ボランティアの受け入れなど、総合的なコーディネートを実施する役割を担う。

- **サテライトデイサービス**

地域の既存施設に専門職員やボランティア等が赴くことで提供されるデイサービス。

- **サロン**

地域交流を目的に設置される場所をいう。運営は主として、地域住民や社会福祉協議会、民生委員等で行われる。また、高齢者に特化するものを「ふれあいいきいきサロン」という。

- **自助・共助・公助**

社会保障上の理念。「公助」は主に税による行政の負担、「共助」は目的を共にする地域・グループでの負担、「自助」は「自分のことを自分でする」ことをいう。地域福祉における、前提条件の一つ。

- **シニアクラブ**

老後を心も体も豊かに健康で過ごすために、60歳以上の人々が自主的に集まり、行なわれるクラブ活動をいう。

- **市民活動**

営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて、市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のものへの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。

- **社会福祉協議会**

地域住民、民生委員児童委員、社会福祉施設、活動団体、ボランティア等の協力のもと、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

- **社会福祉推進委員**

見守りが必要な人に日常的に見守りや声かけを行うなど、潜在する福祉ニーズを早期に発見し、専門機関につないだりする地域ボランティア。

- **社会福祉法**

旧法名は「社会福祉事業法」。社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

- **住民基本台帳**

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。平成 11 年の住民基本台帳法の改正により、行政機関等に対する本人確認情報の提供や市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、地方公共団体共同のシステムとして、各市町村の住民基本台帳のネットワーク化がされている。

- **生活困窮者自立支援法**

全国の福祉事務所設置自治体の実施主体となって、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者に対する自立の促進に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

- **生活福祉資金**

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。都道府県社会福祉協議会を実施主体として、市区町村社会福祉協議会が窓口となる。

- **成年後見制度**

認知症、知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でないため、財産管理や福祉サービスを受ける契約を結ぶことに不安や困難がある人に代わって、本人の権利を保護し、生活を支援する制度。

- **前期高齢者**

65 歳以上高齢者のうち、65 歳～74 歳までを前期高齢者という。

- **総合計画**

長期計画、振興計画とも。行政の最上位計画として位置づけられる、自治体の施策理念・方針を長期的に示したものの。

た 行

- **宅配電話帳**

商工会、社会福祉協議会と連携し、高齢者や障がい者ら「買物弱者」対策として、食料品や日用品、衣料品等を配達してくれる市内の店舗を掲載した冊子。

- **多世代交流**

三世代交流とも。子どもから高齢者までの世代を問わない交流。

- **団塊の世代**

昭和 22 年から 24 年にかけて、前後の世代に比べて極端に人口比が高い現象が見られ、この現象を第一次ベビーブームといい、この時期に生まれた世代をいう。

- **地域包括ケアシステム**

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。

- **地域包括支援センター**

地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口 2~3 万人につき 1 か所を目安として設置される施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域の全ての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント（調整・管理）、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャー（介護支援専門員）に対する支援などの事業を行う。

- **地区社会福祉協議会**

社会福祉協議会の地区組織として設置される組織。

- **つなぎ役（コーディネーター）**

コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）とも。行政や福祉関係機関、地域住民などと連携しながら課題の解決に導く「つなぎ役」となる。

- **DV**

「家庭内暴力」と訳されるが、「配偶者、恋人など親密な関係にある異性に対する暴力」とされる。「親密な関係」の範疇には配偶者に限らず、元配偶者、交際相手、元交際相手、婚約者など幅広い関係が含まれる。

な 行

- **日常生活自立支援事業**

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う。

- **認知症サポーター**

厚生労働省事業の一環として、認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者として活動する。

- **ネグレクト**

子どもや高齢者、障がい者などの保護や世話、養育、介護などを怠り、放棄すること。
身体的・精神的・性的虐待とならぶ虐待のひとつ。

は 行

- **配食サービス事業**

65歳以上の高齢者のみの世帯で、食事の調理が困難で低栄養状態を改善する必要がある方に対し、バランスのとれた食事を配達し、併せて安否確認を行う事業。

- **パブリックコメント**

直訳すると公衆（国民・住民・市民など）の意見のこと。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。または、意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられる。

- **バリアフリー**

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられる。

- **ボランティア**

自主性、無償性、公益性などに基づく活動のこと。近年は有償ボランティアもある。ボランティア活動を支援するために、社会福祉協議会にボランティアセンターが設置され、活動のコーディネート機能を担っている。

ま 行

- **民生委員児童委員**

民生委員法に基づき、地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けた民間の奉仕者。社会福祉の精神により地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。

や 行

- **ユニバーサルデザイン**

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。

- **要援護者**

災害時に援護が必要な人。安全な場所への避難や、適切な防災行動をとることが困難な方々を把握し、災害時に地域ぐるみで支援するために登録を促進している。具体的には、ひとり暮らしや寝たきりなどの高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国籍市民などが考えられる。

- **要保護児童**

虐待を受けた子どもに限らず、不登校や非行児童、さらに心身に障がいがある子ども、性格行動において問題のある子どもなど特別な支援を要する子どもも含まれる。

わ 行

- **ワークショップ**

市民参加の手法として近年採用され始めた共同作業型の課題整理法。

匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画

発行年月：平成26年11月

発行・編集：匝瑳市福祉課 / 匝瑳市社会福祉協議会

【匝瑳市福祉課】

所在地：〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

電話：0479 (73) 0096 (直通) ファクス：0479 (72) 1116

E-mail：f-fukushi@city.sosa.lg.jp ホームページ：http://www.city.sosa.lg.jp

【匝瑳市社会福祉協議会】

所在地：〒289-2141 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地35

電話：0479 (73) 0759 (直通) ファクス：0479 (70) 0120

E-mail：info@sousashishakyo.jp ホームページ：http://sousashishakyo.jimdo.com/